

# 十日町市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年12月

(令和4年6月 軽微変更)

(令和5年4月 軽微変更)

(令和6年4月 軽微変更)

(令和7年5月 軽微変更)

新潟県十日町市

# 目 次

## 1 基本的な事項

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 市の概況             | 1  |
| (2) 人口及び産業の推移と動向     | 2  |
| (3) 行財政の状況           | 7  |
| (4) 地域の持続的発展の基本方針    | 9  |
| (5) 地域の持続的発展のための基本目標 | 10 |
| (6) 計画の達成状況の評価に関する事項 | 10 |
| (7) 計画期間             | 10 |
| (8) 公共施設等総合管理計画との整合  | 10 |

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

|              |    |
|--------------|----|
| (1) 移住及び定住   | 11 |
| (2) 地域間交流の促進 | 12 |
| (3) 人材の育成    | 13 |

## 3 産業の振興

|              |    |
|--------------|----|
| (1) 農林水産業の振興 | 15 |
| (2) 地場産業の振興  | 16 |
| (3) 起業の促進    | 17 |
| (4) 商業の振興    | 18 |
| (5) 観光の振興    | 18 |
| (6) 産業振興促進事項 | 25 |

## 4 地域における情報化

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

|             |    |
|-------------|----|
| (1) 交通施設の整備 | 27 |
| (2) 交通手段の確保 | 28 |

## 6 生活環境の整備

|                      |    |
|----------------------|----|
| (1) 自然環境の維持保全        | 30 |
| (2) 水道施設の整備          | 30 |
| (3) 下水道及び他の污水处理施設の整備 | 31 |
| (4) 廃棄物処理施設の整備       | 32 |
| (5) 消防・救急体制の整備       | 32 |
| (6) 防災・防犯対策          | 33 |
| (7) 住宅・公園等の整備        | 33 |
| (8) 雪対策              | 34 |

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- (1) 子育て環境の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- (2) 高齢者福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- (3) 障がい者福祉の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

## 8 医療の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

## 9 教育の振興

- (1) 学校教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- (2) 社会教育、生涯学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- (3) 教育施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- (4) 社会教育施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

## 10 集落の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51

## 11 地域文化の振興等

- (1) 文化財の保存と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- (2) 文化芸術活動の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- (3) 地域文化の振興等に係る施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

## 12 再生可能エネルギーの創出及び利用推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- (1) 協働のまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (2) 男女の出会い・交流機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (3) 男女共同参画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

---

## 1 基本的な事項

---

### (1) 市の概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件

##### ① 自然的条件

本市は新潟県の南部に位置し、東は南魚沼市・湯沢町、北は長岡市・小千谷市・魚沼市、西は柏崎市・上越市、南は津南町・長野県などと接しています。

総面積は 590.39 km<sup>2</sup>で、その約 70%を山林・原野が占めています。中央部を信濃川、渋海川がほぼ平行に南北に貫流しており、信濃川へは清津川などが流入しています。信濃川流域では川の浸食により雄大な河岸段丘が形成され、また、渋海川流域では耕地が傾斜地に点在することから棚田が形成されています。南東部には、柱状節理の溪谷美を誇る清津峡をはじめとした美しい景勝地があり、上信越高原国立公園に指定されています。

また、国内有数の豪雪地帯であり、毎年の積雪量は 2 m を超し、年間降水量の約半分が 12 月から 3 月に集中しています。また、1 年の 3 分の 1 が根雪期間となり、冬期間における市民の日常生活、経済活動に大きな影響を及ぼしています。

##### ② 歴史的条件

本市は、国宝の笹山遺跡火焰型土器をはじめとして縄文時代の遺跡が多数発掘されています。古墳時代から奈良・平安時代においては、米づくりや機織りが行われるようになり、江戸時代には、一部が幕府の直轄地となり、産業・文化ともに発展を遂げてきました。

明治 21 年の市町村制施行による「明治の大合併」、昭和 28 年に制定された町村合併促進法を契機とした「昭和の大合併」など数回の合併を経て、旧十日町市、川西町、中里村、松代町、松之山町の 5 市町村が形成され、平成 17 年 4 月 1 日に、5 市町村の新設合併により、本市が誕生しました。

##### ③ 社会的、経済的条件

本市は、南北には信濃川沿いに国道 117 号と JR 飯山線、渋海川沿いに国道 403 号が走り、東西には北から国道 252 号、253 号、353 号、405 号が走っています。第三セクター鉄道である北越急行ほくほく線が、市域の中心部を東西に横断し、平成 9 年の開業以来、越後湯沢駅から首都圏方面および上越地域から北陸方面との近接性を高めました。北陸新幹線開業と共に転機となった平成 27 年春からは、上越妙高駅まで一部乗入れつつ、沿線地域住民の生活交通として、利便性を高めています。

産業面では、十日町地域は、昭和 30 年代の高度経済成長期からきもの産業が大きく成長を始め、これを主産業として栄えてきましたが、生活様式の変化等により、昭和 50 年代から現在に至るまで出荷額や従業者数が減少しています。川西地域、中里地域、松代地域及び松之山地域は、稲作を主体とする農業が主産業ですが、農業離れや後継者不足が深刻な問題となっています。

一方で、日本三大薬湯といわれる松之山温泉、柱状節理の溪谷美を誇る清津峡、豊かな環境に包まれた当間高原リゾート、大地の芸術祭の開催をきっかけとするアートによるまちづく

り、2つの日本遺産に代表される歴史・文化などを資源としながら交流人口・関係人口の拡大を進めています。また、情報化社会の進展を基盤とするソフト産業の拡大や、特用林産物であるきのこの栽培、エネルギー分野での取組など、多様な活動を展開しています。

## イ 過疎の状況

本市の総人口は、昭和25年の104,318人をピークに減少傾向にあり、令和2年時点で49,820人（昭和25年比47.8%）となっています。今後も減少が続く見通しで、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和27年に32,674人、令和47年に20,963人に減少すると推計されています。

年齢3区分別人口では、年少人口（0～14歳人口）及び生産年齢人口（15～64歳人口）が減少傾向で推移しており、今後も引き続き減少すると推計されています。一方、老年人口（65歳以上人口）は平成2年に年少人口を逆転し、増加傾向で推移してきましたが、令和2年をピークに減少すると推計されています。

市内の全集落数は、令和2年度末現在で433集落であり、65歳以上の高齢化集落は113集落となり、平成27年度末現在の65集落から、大幅に増加しました。

また、県内過疎地域の平均高齢化比率37.0%を上回っている集落は297集落となっています。

## ウ 社会経済的発展の方向の概要

人口の減少や高齢化の進行など、本市を取り巻く社会経済情勢は厳しさを増しています。

基幹産業のひとつである農業は、従事者の高齢化や後継者不足、販売単価の低迷などにより、農家数、経営耕地面積ともに著しく減少しています。また、昭和30年代から50年代にかけ隆盛を極めていたきもの産業も、需要の低迷などにより販売額、事業所数とも減少が続いているものの、総合加工部門においては全国トップのシェアを占めています。いずれも十日町市の自然や風土、資源を生かした産業であることから、持続的に振興を図っていく必要があります。

将来にわたって豊かな自然・風土を受け継いでいくためにも、大地の芸術祭などの観光や体験交流の促進、農業農村の振興を図るとともに、豊富な地域資源を生かした新たな産業を創出し、地域の活性化につなげていくことが重要です。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

人口については、表1－1(1)国勢調査による人口の推移を見ると、昭和35年の96,580人から漸減し、令和2年には49,820人となっており、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計では、令和27年の人口は32,674人と予測されています。

また、年齢区分別人口については、年少人口（0歳～14歳）は、昭和35年の32,047人から令和2年には5,255人となり、26,792人（83.6%）の減少となっています。さらに、若年者人口（15歳～29歳）は、昭和35年の21,479人から令和2年には4,690人となり、16,789人（78.2%）の減少となっています。一方、老年人口（65歳以上）は、昭和35年の7,051人から令和2年には19,838人となり、12,787人（181.4%）の増加となるなど、少子高齢化が急速に進行しています。

表 1－1 (4)国勢調査による産業別人口の動向を見ると、本市の産業人口は、昭和 45 年の 49,729 人をピークに以後漸減し、令和 2 年には 26,103 人となっています。

第 1 次産業は、水稻栽培を主とする農業が中心であり、就業人口比率は、昭和 35 年の 31,085 人 (61.6%) から令和 2 年に 2,842 人 (10.9%) となっています。第 2 次産業は、きもの産業を基幹産業としてきましたが、長期にわたり出荷額や従事者数が減少しています。就業人口比率は、ピーク時である平成 2 年の 16,966 人 (43.8%) から令和 2 年には 7,562 人 (29.0%) となっています。第 3 次産業は、サービス業と小売業、医療・福祉分野の就業者が多い構造となっています。就業人口比率は、昭和 35 年の 9,296 人 (18.4%) から令和 2 年には 15,394 人 (59.0%) となり、経済のソフト化・サービス化の進展により増加しています。今後も市の人口が減少する中、微増又は現状を維持していくものと予測できます。

表 1－1(1) 人口の推移(国勢調査)

| 区 分                  | 昭和 35 年     | 昭和 40 年     |           | 昭和 45 年     |           | 昭和 50 年     |           | 昭和 55 年     |           |
|----------------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|                      | 実数          | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       |
| 総 数                  | 人<br>96,580 | 人<br>90,555 | %<br>△6.2 | 人<br>85,365 | %<br>△5.7 | 人<br>81,746 | %<br>△4.2 | 人<br>78,791 | %<br>△3.6 |
| 0 歳～14 歳             | 32,047      | 25,767      | △19.6     | 21,145      | △17.9     | 18,964      | △10.3     | 17,853      | △5.9      |
| 15 歳～64 歳            | 57,482      | 57,526      | 0.1       | 56,078      | △2.5      | 53,493      | △4.6      | 50,676      | △5.3      |
| うち 15 歳～<br>29 歳 (a) | 21,479      | 20,420      | △4.9      | 19,181      | △6.1      | 17,068      | △11.0     | 13,864      | △18.8     |
| 65 歳 以 上<br>(b)      | 7,051       | 7,262       | 3.0       | 8,142       | 12.1      | 9,289       | 14.1      | 10,262      | 10.5      |
| (a) /総数<br>若年者比率     | 22.2%       | 22.5%       | —         | 22.5%       | —         | 20.9%       | —         | 17.6%       | —         |
| (b) /総数<br>高齢者比率     | 7.3%        | 8.0%        | —         | 9.5%        | —         | 11.4%       | —         | 13.0%       | —         |

※若年者比率及び高齢者比率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

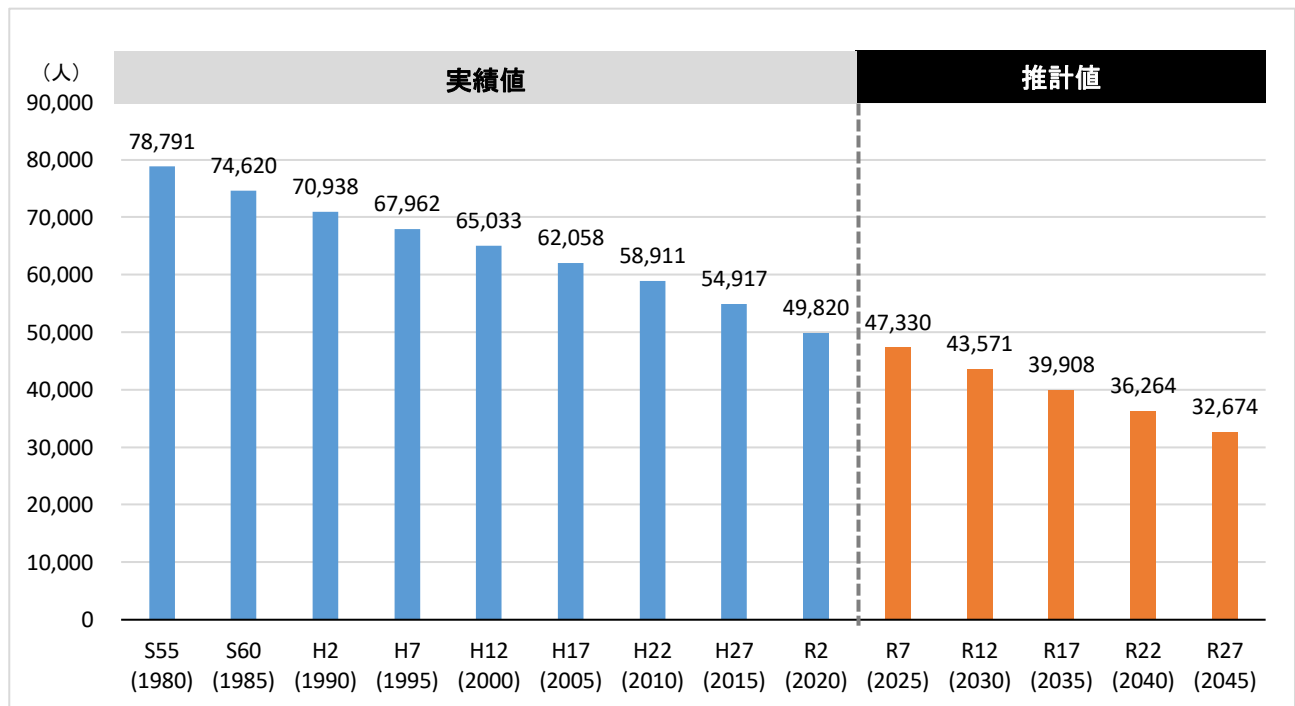
| 区分                   | 昭和 60 年     |           | 平成 2 年      |           | 平成 7 年      |           | 平成 12 年     |           | 平成 17 年     |           |
|----------------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|                      | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       |
| 総数                   | 人<br>74,620 | %<br>△5.3 | 人<br>70,938 | %<br>△4.9 | 人<br>67,962 | %<br>△4.2 | 人<br>65,033 | %<br>△4.3 | 人<br>62,058 | %<br>△4.6 |
| 0 歳～14 歳             | 15,647      | △12.4     | 12,966      | △17.1     | 10,741      | △17.2     | 9,315       | △13.3     | 8,179       | △12.2     |
| 15 歳～64 歳            | 47,742      | △5.8      | 44,942      | △5.9      | 41,921      | △6.7      | 38,553      | △8.0      | 35,457      | △8.0      |
| うち 15 歳<br>～29 歳 (a) | 11,216      | △19.1     | 10,269      | △8.4      | 9,967       | △2.9      | 8,860       | △11.1     | 7,387       | △16.6     |
| 65 歳以上<br>(b)        | 11,231      | 9.4       | 13,030      | 16.0      | 15,300      | 17.4      | 17,160      | 12.2      | 18,398      | 7.2       |
| (a) / 総数<br>若年者比率    | 15.0%       | —         | 14.5%       | —         | 14.7%       | —         | 13.6%       | —         | 11.9%       | —         |
| (b) / 総数<br>高齢者比率    | 15.1%       | —         | 18.4%       | —         | 22.5%       | —         | 26.4%       | —         | 29.6%       | —         |

| 区分                   | 平成 22 年     |           | 平成 27 年     |           | 令和 2 年      |           |
|----------------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|-----------|
|                      | 実数          | 増減率       | 実数          | 増減率       | 実績          | 増減率       |
| 総数                   | 人<br>58,911 | %<br>△5.1 | 人<br>54,917 | %<br>△6.8 | 人<br>49,820 | %<br>△9.3 |
| 0 歳～14 歳             | 7,282       | △11.0     | 6,266       | △14.0     | 5,255       | △16.1     |
| 15 歳～64 歳            | 32,623      | △8.0      | 28,866      | △11.5     | 24,595      | △14.4     |
| うち 15 歳<br>～29 歳 (a) | 6,174       | △16.4     | 5,530       | △10.4     | 4,690       | △15.2     |
| 65 歳以上<br>(b)        | 18,937      | 2.9       | 19,725      | 4.2       | 19,838      | △0.6      |
| (a) / 総数<br>若年者比率    | 10.5%       | —         | 10.1%       | —         | 9.4%        | —         |
| (b) / 総数<br>高齢者比率    | 32.2%       | —         | 35.9%       | —         | 39.8%       | —         |

表 1－1（2） 人口の推移（国勢調査）

| 区 分 | 平成 12 年           | 平成 17 年           |           | 平成 22 年           |           | 平成 27 年           |           | 令和 2 年            |           |
|-----|-------------------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
|     | 実数<br>(構成比)       | 実数<br>(構成比)       | 増減率       | 実数<br>(構成比)       | 増減率       | 実数<br>(構成比)       | 増減率       | 実数<br>(構成比)       | 増減率       |
| 総 数 | 人<br>65,033       | 人<br>62,058       | %<br>△4.6 | 人<br>58,911       | %<br>△5.1 | 人<br>54,917       | %<br>△6.8 | 人<br>49,820       | %<br>△9.3 |
| 男   | 31,769<br>(48.9%) | 30,174<br>(48.6%) | △5.0      | 28,604<br>(48.6%) | △5.2      | 26,642<br>(48.5%) | △6.9      | 24,339<br>(48.9%) | △8.6      |
| 女   | 33,264<br>(51.1%) | 31,884<br>(51.4%) | △4.1      | 30,307<br>(51.4%) | △4.9      | 28,275<br>(51.5%) | △6.7      | 25,481<br>(51.1%) | △9.9      |

表 1－1（3） 人口の今後の見通し



出典：実績値は国勢調査、推計値は国立社会保障・人口問題研究所



表 1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

| 区 分             | 昭和 35 年           | 昭和 40 年           |           | 昭和 45 年           |          | 昭和 50 年           |           | 昭和 55 年           |           |
|-----------------|-------------------|-------------------|-----------|-------------------|----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
|                 | 実数<br>(構成比)       | 実数<br>(構成比)       | 増減率       | 実数<br>(構成比)       | 増減率      | 実数<br>(構成比)       | 増減率       | 実数<br>(構成比)       | 増減率       |
| 総 数             | 人<br>50,493       | 人<br>49,642       | %<br>△1.7 | 人<br>49,729       | %<br>0.2 | 人<br>46,064       | %<br>△7.4 | 人<br>42,826       | %<br>△7.0 |
| 第一次産業<br>就業人口比率 | 31,085<br>(61.6%) | 26,144<br>(52.7%) | △15.9     | 22,166<br>(44.6%) | △15.2    | 15,965<br>(34.7%) | △28.0     | 12,140<br>(28.3%) | △24.0     |
| 第二次産業<br>就業人口比率 | 10,104<br>(20.0%) | 13,108<br>(26.4%) | 29.7      | 15,641<br>(31.5%) | 19.3     | 16,865<br>(36.6%) | 7.8       | 16,160<br>(37.7%) | △4.2      |
| 第三次産業<br>就業人口比率 | 9,296<br>(18.4%)  | 10,385<br>(20.9%) | 11.7      | 11,918<br>(24.0%) | 14.8     | 13,205<br>(28.7%) | 10.8      | 14,518<br>(33.9%) | 9.9%      |
| 分類不能            | 8<br>(0.0%)       | 5<br>(0.0%)       | △37.5     | 4<br>(0.0%)       | △20.0    | 29<br>(0.1%)      | 625.0     | 8<br>(0.0%)       | △72.4     |

| 区 分             | 昭和 60 年           |           | 平成 2 年            |           | 平成 7 年            |           | 平成 12 年           |           |
|-----------------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
|                 | 実数<br>(構成比)       | 増減率       | 実数<br>(構成比)       | 増減率       | 実数<br>(構成比)       | 増減率       | 実数<br>(構成比)       | 増減率       |
| 総 数             | 人<br>40,100       | %<br>△6.4 | 人<br>38,771       | %<br>△3.3 | 人<br>37,552       | %<br>△3.1 | 人<br>35,184       | %<br>△6.3 |
| 第一次産業<br>就業人口比率 | 9,556<br>(23.8%)  | △21.3     | 7,032<br>(18.1%)  | △26.4     | 5,489<br>(14.6%)  | △21.9     | 5,049<br>(14.4%)  | △8.0      |
| 第二次産業<br>就業人口比率 | 16,362<br>(40.8%) | 1.3       | 16,966<br>(43.8%) | 3.7       | 15,942<br>(42.5%) | △6.0      | 13,705<br>(39.0%) | △14.0     |
| 第三次産業<br>就業人口比率 | 14,180<br>(35.4%) | △2.3      | 14,769<br>(38.1%) | 4.2       | 16,118<br>(42.9%) | 9.1       | 16,411<br>(46.6%) | 1.8       |
| 分類不能            | 2<br>(0.0%)       | △75.0     | 4<br>(0.0%)       | 100.0     | 3<br>(0.0%)       | △25.0     | 19<br>(0.1%)      | 533.3     |

| 区 分             | 平成 17 年           |           | 平成 22 年           |           | 平成 27 年           |           | 令和 2 年            |           |
|-----------------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|-----------|
|                 | 実数<br>(構成比)       | 増減率       | 実数<br>(構成比)       | 増減率       | 実数<br>(構成比)       | 増減率       | 実数<br>(構成比)       | 増減率       |
| 総 数             | 人<br>33,159       | %<br>△5.8 | 人<br>29,992       | %<br>△9.6 | 人<br>28,551       | %<br>△4.8 | 人<br>26,103       | %<br>△8.6 |
| 第一次産業<br>就業人口比率 | 4,642<br>(14.0%)  | △8.1      | 3,722<br>(12.4%)  | △19.8     | 3,244<br>(11.4%)  | △12.8     | 2,842<br>(10.9%)  | △12.4     |
| 第二次産業<br>就業人口比率 | 11,567<br>(34.9%) | △15.6     | 9,373<br>(31.3%)  | △19.0     | 8,755<br>(30.7%)  | △6.6      | 7,562<br>(29.0%)  | △13.6     |
| 第三次産業<br>就業人口比率 | 16,929<br>(51.1%) | 3.2       | 16,515<br>(55.1%) | △2.4      | 16,218<br>(56.8%) | △1.8      | 15,394<br>(59.0%) | △5.1      |
| 分類不能            | 21<br>(0.1%)      | 10.5      | 382<br>(1.3%)     | 1,719.0   | 334<br>(1.2%)     | △12.6     | 305<br>(1.2%)     | △8.7      |

### (3) 行財政の状況

#### ア 行財政の状況

少子高齢化社会、市民ニーズの複雑化・多様化、地方分権に伴う国や県からの権限移譲など、合併後の著しい社会情勢の変化に対応するため、抜本的な事務事業の見直しや組織再編による職員の適正配置を計画的に進め、平成 18 年度から令和元年度までの人件費削減額は累計で 187 億円となりました。また、保育園 5 施設の民営化、上下水道料金徴収業務など各種行政事務の民間委託や指定管理者制度の導入など、民間が有する専門的な技術やノウハウを生かし、コストパフォーマンスの高い行政改革を進めてきました。今後も、機能性のある組織機構として、再任用制度や定年延長、会計年度任用職員制度を活用した中で、職員の能力をさらに引き出し、より効果的・効率的な行政運営を行うことが必要です。

遊休施設の処分と借地料の縮減を加速度的に進める他方で、時代と市民ニーズに即した事業を展開してきましたが、老朽施設の維持補修費、少子高齢化の進展による扶助費や他会計への繰出金、大規模施設の完成に伴う償還（公債費）が始まるなど、令和 2 年度の経常収支比率は 97.5%と高い比率となっています。また、合併特例期間も終わり、交付税措置率の高い過疎債を中心に選択と集中による事業を進めながらも、自主財源の確保に向けた財政体質の改善が急務となっています。引き続き、地方債の新規発行額と償還額のバランスに留意しながら残高をコントロールし、経常的経費の削減や財政調整基金の適正管理に努め、持続可能な財政運営を行うことが必要です。

表 1-2 (1) 市の財政状況（一般会計）

（単位：千円）

| 区 分            | 平成 22 年度   | 平成 27 年度   | 令和 2 年度    |
|----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A         | 39,304,729 | 40,521,952 | 43,492,258 |
| 一般財源           | 21,684,299 | 22,389,422 | 21,370,603 |
| 国庫支出金          | 3,983,184  | 4,686,089  | 11,051,363 |
| 県支出金           | 2,270,493  | 2,465,608  | 2,591,013  |
| 地方債            | 5,494,100  | 5,022,500  | 3,594,000  |
| うち過疎対策事業債      | 423,800    | 506,900    | 1,133,100  |
| その他            | 5,872,653  | 5,958,333  | 4,885,279  |
| 歳出総額 B         | 37,479,132 | 38,459,927 | 41,869,475 |
| 義務的経費          | 13,770,056 | 13,679,766 | 13,552,399 |
| 投資的経費          | 6,815,286  | 8,331,426  | 5,128,081  |
| うち普通建設事業       | 6,785,071  | 8,154,691  | 4,902,004  |
| その他            | 16,893,790 | 16,448,735 | 23,188,995 |
| 過疎対策事業費        | 2,145,844  | 758,817    | 1,905,498  |
| 歳入歳出差引額 C（A－B） | 1,825,597  | 2,062,025  | 1,622,7833 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D  | 190,188    | 317,878    | 154,079    |
| 実質収支 C－D       | 1,635,409  | 1,744,147  | 1,468,704  |
| 財政力指数          | 0.402      | 0.367      | 0.338      |
| 公債費負担比率        | 18.6       | —          | —          |
| 実質公債費比率        | 16.4       | 12.7       | 11.9       |
| 起債制限比率         | —          | —          | —          |
| 経常収支比率         | 90.4       | 92.8       | 97.5       |
| 将来負担比率         | 94.3       | 88.3       | 103.1      |
| 地方債現在高         | 40,950,322 | 44,358,994 | 46,798,958 |

## イ 主要公共施設の状況

令和２年度末の公共施設の整備状況は、市道の改良率が 63.2%、舗装率が 72.6%となっており、年々向上しています。豪雪地である本市にとっては冬期交通の確保が重要な課題となっており、安全かつ円滑な交通確保のため、今後とも計画的に整備していく必要があります。

水道では、水道普及率が 98.3%と高水準を維持していますが、今後は配水管等の老朽化や災害により、断減水が危惧されることから、計画的な施設の更新及び耐震化をしていく必要があります。また、下水道では、水洗化率が 94.7%であり、年々向上していますが、今後は水道施設同様に老朽化した施設の更新及び耐震化をしていく必要があります。

病院・診療所の人口千人当たりの病床数は 7.2 床と県病床数（9.5 床）を 2.3 床下回っており、市民がいつでも安全に安心して医療サービスが受けられるよう、医療施設の確保・整備とともに、医師をはじめとする医療従事者の確保が求められています。

表 1－2（２） 主要公共施設等の整備状況

| 区 分                      | 昭和 55<br>年度末 | 平成 2<br>年度末 | 平成 12<br>年度末 | 平成 22<br>年度末 | 令和 2<br>年度末 |
|--------------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|
| 市町村道                     |              |             |              |              |             |
| 改良率（%）                   | 28.9         | 45.2        | 53.5         | 61.7         | 63.2        |
| 舗装率（%）                   | 26.3         | 57.5        | 66.9         | 70.5         | 72.6        |
| 農道                       |              |             |              |              |             |
| 延長（m）                    | 364,000      | 600,532     | 464,940      | 159,826      | 204,897     |
| 耕地 1 h a 当たり農道延長<br>（m）  | 36.4         | 66.8        | 61.5         | －            | －           |
| 林道                       |              |             |              |              |             |
| 延長（m）                    | 78,140       | 105,673     | 145,062      | 165,412      | 164,777     |
| 林野 1 h a 当たり林道延長<br>（m）  | 4.7          | 5.1         | 5.0          | －            | －           |
| 水道普及率（%）                 | 85.7         | 92.1        | 96.4         | 97.7         | 98.3        |
| 水洗化率（%）                  | 0.3          | 25.2        | 60.1         | 81.3         | 94.7        |
| 人口千人当たり病院、<br>診療所の病床数（床） | 10.94        | 11.47       | 11.92        | 12.50        | 7.20        |

※平成 12 年度末以前の農道延長には、土地改良区等の管理延長を含む。

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

これまでの過疎対策は、道路整備、水道・下水処理施設の整備など生活環境の整備、基盤整備を始めとした産業振興、少子高齢化に対応した福祉施策、教育施設の整備など教育の振興のほか、地域活性化のため、観光レクリエーション施設、歴史・文化施設の整備を推進してきました。

これらの対策事業により、地域の基盤整備が進み、生活や経済活動の利便性が向上するとともに、都市との交流が拡大するなど地域の活性化が図られました。

今後も厳しい財政状況の中において、引き続き産業基盤や生活環境の維持、向上を図る必要があるとともに、時代の変化に対応した地域振興策が必要であることから、ハード・ソフト両面において過疎対策を推進していく必要があります。

このため、第二次総合計画のまちづくりの基本方針である

- 人にやさしいまちづくり
- 活力ある元気なまちづくり
- 安全・安心なまちづくり

の3つの方針に基づき、市全体の発展を目指します。

##### 【人にやさしいまちづくり】

子どもから高齢者まですべての市民が、生涯を通じて自分らしく心豊かに暮らせる十日町市を目指します。

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、創造性ある将来を切り拓いてもらうために、質の高い教育・保育サービスを提供し、夢の実現を応援します。また、日常生活に不安や困難を抱える人を、地域全体で支え合いができる環境づくりを推進します。

##### 【活力ある元気なまちづくり】

十日町市のさまざまな魅力を磨き上げ、広く内外と連携を図り、山も里もまちなかも元気な十日町市を目指します。

まちの活力向上のために、観光や交流、生涯学習、文化芸術活動などにより市内へ切れ目なく人の流れをつくり出すとともに、農林業や商工業の振興による雇用の創出を図ります。

##### 【安全・安心なまちづくり】

市民が一年を通じて、安全・安心で快適な生活を送ることができる十日町市を目指します。

防災や大雪対策の充実を図るとともに、医療・救急体制の維持や道路、上下水道等の公共インフラを整備します。また、豊かな自然環境を将来にわたって保全しつつ、地域資源の効果的な活用により、持続可能な脱炭素・循環型社会の構築を推進します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

| 項目    | 現状値（令和 2 年度）                  | 目標値（令和 7 年度）                 |
|-------|-------------------------------|------------------------------|
| 総人口   | 49,820 人<br>(R2 国勢調査値)        | 47,330 人（H30 社人研推計値）<br>を上回る |
| 移住者数※ | 132 人<br>(平成 28 年度～令和 2 年度平均) | 200 人<br>(令和 3 年度～7 年度平均)    |

※市の移住促進事業等を活用して移住した人数

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、本市の最上位計画である第二次十日町市総合計画後期基本計画に基づき策定していることから、毎年度、計画の進捗管理を目的に実施している、「第二次十日町市総合計画後期基本計画の達成度報告書」をもって、本計画の達成状況の評価とします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

十日町市公共施設等総合管理計画と整合を図り、次の基本原則に基づき公共施設等の維持管理や更新・統廃合、長寿命化などを計画的に推進していきます。

- ① 次世代の負担を考慮した適正な公共施設の保有
- ② 維持管理及び運営にかかる費用の縮減
- ③ 利用者の安全に配慮した公共施設などの適正な維持管理
- ④ まちづくりへの推進に向けた貢献

---

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

---

### (1) 移住及び定住

#### <現状と問題点>

- ・ 高校卒業後に若者が十日町市外へ転出する傾向が続くなか、キャリア教育の取組で地元就職率が向上している事例があります。今後は、キャリア教育の取組をさらに幅広く展開して地元定着やUターン者の増加を図り、若者の十日町市内での就学・就職の促進や、働く女性・子育て世代を支援する必要があります。
- ・ 中山間地域を中心に、人口流出や少子高齢化が進行し、集落機能が低下しているなか、大地の芸術祭や地域おこし協力隊の取組により、移住者が増えています。今後は「人がひとを呼び込む展開」が一層求められます。
- ・ 新潟県のアンケート結果では、U I ターンを検討するときに、仕事、住宅、子育て環境などを重視する傾向が高いことから、移住後に安心して暮らせるイメージを持てるよう、移住希望者が求める情報の発信と各種支援制度の充実が必要です。
- ・ 新型コロナウイルスに伴う意識変化による地方回帰の流れを的確に捉え、十日町市が持つ魅力や強みを生かしながら、移住希望者の受入体制のさらなる充実を図ることが必要です。

#### <その対策>

- ・ 市内高校との連携を深め、市内企業の魅力を伝えるまちの産業発見塾や、Uターン者などを講師とした学生向けの講話を開催するなど、地元で生活する充実感や生きがい伝えるキャリア教育の充実を図ります。
- ・ 市外で頑張る市出身学生を応援するため、「ふるさと便」など十日町市への愛着とつながりをより深く感じてもらうための取組を進めます。
- ・ 子育てをしながら、安心して働くことができる環境を整備する市内企業を支援します。また、Uターン希望者を対象に、都会にない故郷の魅力や定住・子育てに関する支援制度などを紹介する情報誌を作成し、地元回帰を促進します。
- ・ 大地の芸術祭や地域おこし協力隊により生まれる「関係人口」を「定住人口」につなげるため、移住者の受入体制や人材育成の強化に取り組みます。
- ・ 移住希望者が移住先として十日町市を選び、安心して移住・定住できるよう、「仕事・住宅・子育て」に関する情報をホームページなどでわかりやすく発信します。
- ・ 若者や女性、子育て世代などの移住者や、地域おこし協力隊退任者に対し、定住・住宅・通勤助成を積極的に行うとともに、空き家バンク制度やシェアハウスなどを活用して移住・定住の増加につなげます。
- ・ 学ぶ・働く・暮らす場として十日町市を選んでもらえるよう、新潟県立十日町看護専門学校の学生に家賃や通学費支援を行うほか、医療・介護従事者には十日町市内への就業促進の支援を行い、若者の定着を図ります。
- ・ コロナ禍における地方回帰の流れを受け、お試し移住体験制度の導入や単身移住者への支援の充実、テレワークの導入支援などを行います。

## (2) 地域間交流の促進

### ＜現状と問題点＞

- ・ 姉妹都市の埼玉県新座市やイタリア・コモ市のほか、世田谷区や埼玉県和光市などの友好都市とは、民間交流などにより親密な関係が続いています。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピックでのホストタウンの取組によるクロアチア共和国をはじめ、大地の芸術祭を契機としてオーストラリアや中国、台湾などとの交流も進展しました。今後もさらなる交流の深化が求められます。
- ・ 地元出身者やその関係者からのふるさと納税や交流による支援など、十日町市の応援団は着実に増えてきました。今後は、地元出身者の次世代との関係性の継続や地元を離れた若者とのつながりを創出することが重要です。
- ・ 大地の芸術祭を通じて里山文化の魅力を発信してきたことにより、オフィシャルサポーターやこへび隊、まつだい棚田バンクオーナーなど、市外に在住しながらも継続的な関わりを持つサポーターが増え続けています。今後も地域の活力を維持するため、地域外からの支援の力を生かすことが必要不可欠です。
- ・ 新たなビジネスやカルチャーが生まれ続ける首都圏での生活と、本質的な豊さや価値が存在する里山の二拠点で活動・居住する動きが芽生えてきています。今後はより一層、十日町市の魅力や里山の価値を発信し、個人や企業・団体から支援・活動してもらう仕組みを構築するなど、多様な形で継続的に関わる関係人口をさらに拡大・深化させることが必要です。

### ＜その対策＞

- ・ 姉妹都市などとの交流を継続し、経済・文化交流の活性化を図るとともに、相互交流を充実させ、さらなる関係性の深化を図ります。
- ・ 大地の芸術祭で整備したオーストラリアハウスや中国ハウスなどの交流拠点施設を生かし、各国との交流活動を深め、国際交流の活性化を促進します。
- ・ 観光大使やプロモーション大使など十日町市への関心を持つ人たちをつなぎ、ネットワーク化を推進し、より積極的に十日町市を応援する仕組みを構築します。
- ・ 地元出身者による団体や個人との縁をつなぐため、ふるさと納税や企業版ふるさと納税などを活用した応援制度を充実させ、十日町ファンの拡大を図ります。
- ・ 応援団の世代交代においては、これまでの関係性を新たな世代へ引き継ぎ、継続的に十日町市を応援する仕組みづくりを推進します。
- ・ 市外で活躍する地元出身者のふるさとへの想いを掘り起こし、ふるさととつながる機会の創出や、若者をはじめとした新たな十日町ファンの獲得を図ります。
- ・ 地方の魅力に着目する実業家や若手起業家などの活躍の場を増やすため、地域の受入体制の構築や地域活力を生む新規ビジネスへのチャレンジを支援します。
- ・ 都会と地方の2つの拠点で活動する新たなワークスタイルやライフスタイルが芽生えており、今後も十日町市が持つ魅力や里山の価値を発信するとともに、支援の充実を図り、二地域居住を促進します。
- ・ 「大地の芸術祭の里」のブランド力を生かし、十日町市の魅力を国内外に発信することにより、関係人口のさらなる拡大を図ります。

### (3) 人材の育成

#### <現状と問題点>

- ・ 生産年齢人口は、年々減少が続いており、医療・福祉、製造業・建設業・サービス、農林業、地域づくり等の幅広い分野において、後継者や担い手不足が深刻化しています。
- ・ 医療・福祉分野では、医療従事者が不足するなか、地域医療を担う人材を育成するため、看護師などを目指し高等教育機関へ修学する学生に対し、支援することが必要です。また、単身高齢者および高齢者のみ世帯が増加していることから、地域の支え合い活動を推進するため、ボランティアの育成と活動を支援する必要があります。
- ・ 製造業・建設業・サービスの分野では、企業の持続的発展に人材育成は非常に重要です。社員の知識や技術の習得および経営ノウハウの取得などが企業に求められています。あわせて、安定した企業活動のため、即戦力となる人材の確保が必要です。
- ・ 農業分野では、高齢化・後継者不足が進むなか、規模拡大や組織化を進める農業者やスマート農業に取り組む農業者、また「サッカー×農業」、「体験宿泊施設経営×農業」など、新たな働き方で山間地農業に携わる人も現れています。このように型に縛られない「半農半X」と呼ばれる農業と関わる取組を支援し、新たな価値観や働き方による多様な担い手を育成・確保することも重要です。
- ・ 地域づくりの分野では、中山間地域の地域力を維持・増進するため、都市部の意欲ある人材を「地域おこし協力隊」として高齢化が進む集落に配置し、地域協力活動を行ってもらうとともに、退任後の定住・定着を図ってきました。退任後、地域資源を生かすNPO法人の設立や、さまざまな分野での起業・就業により十日町市全体の活性化につながっています。引き続き地域おこし協力隊の制度を積極的に活用するとともに、退任後の定住・定着を促進するための受入体制を整えることが必要です。また、今後もNPO法人や市民活動団体の専門的な知識を生かし、あらゆる分野で協働の取組を広げ、地域の課題解決を図ることが必要です。

#### <その対策>

- ・ 新潟県立十日町看護専門学校のカリキュラムには、当地域の歴史や文化を学ぶ科目が設定されています。十日町市や関係機関の職員などが講師として参画し、当地域の魅力を伝え、地域愛あふれる人材の育成に努めます。
- ・ 奨学金制度による支援を継続するとともに、地域の未来を担う人材確保のため、卒業後の地元就職者などに対し、奨学金の返還を軽減する支援を行います。
- ・ 看護師などを指す学生への修学資金の貸与や、新潟県立十日町看護専門学校の学生に対し、通学費や家賃を支援することで、看護師の育成・確保に努めます。
- ・ 高齢者や障がい者などの生活弱者が安心して生活するためには、行政が行う福祉サービスだけでなく、地域の特性に応じて活動するボランティアの役割が非常に重要となっています。ボランティアが積極的に活動できるよう、ボランティア団体の人材育成と組織化促進を支援します。
- ・ 中小企業大学校や認定高等職業訓練校などが実施する人材育成研修への参加や資格取得を支援し、人材育成を推進します。
- ・ 移住就農者や女性農業者など、これからの農業を担う多様な人材を育成します。



- ・ 高齢化集落の存続・機能維持や特定の課題への取組に向け、集落や受入事業者の主体的な取組を支援する「地域おこし協力隊」を積極的に活用するとともに、退任後の定住・定着の促進を図ります。
- ・ 希望する地域自治組織に対して「地域支援員」を配置し、地域特有の課題解決と地域の自立に向けた取組を支援します。
- ・ 研修や講座を実施し、協働を進めるための人材育成を推進します。

#### 【計画】

| 区 分                             | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容                                                                                                         | 事業主体 | 備考 |
|---------------------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 移住・定住・<br>地域間交流の<br>促進、人材育<br>成 | (1) 移住・定住             | 雪里留学寄宿舎等改修事業                                                                                                 | 十日町市 |    |
|                                 | (4) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 | ふるさと回帰支援事業<br>内 容：Iターン・Uターン者等への定住支援・助成<br>必要性：定住促進による集落の維持                                                   | 十日町市 |    |
|                                 |                       | 移住支援窓口設置事業<br>内 容：移住支援員による移住相談の実施等<br>必要性：移住交流人口の増加による地域活性化                                                  | 十日町市 |    |
|                                 |                       | 空き家バンク事業<br>内 容：空き家物件の情報提供とU・I・Jターン者への<br>定住支援・助成<br>必要性：定住促進による集落の維持                                        | 十日町市 |    |
|                                 |                       | 越後田舎体験推進事業<br>内 容：首都圏児童生徒の体験旅行受入・交流<br>必要性：交流人口の拡大による地域活性化                                                   | 十日町市 |    |
|                                 |                       | 里山応援便運行事業<br>内 容：農業体験、ボランティア、移住定住検討による来<br>市のための市外・本市間の無料直通バスの運行<br>必要性：農作業の担い手の確保、関係人口の拡大                   | 十日町市 |    |
|                                 |                       | コモ市国際交流事業<br>内 容：姉妹都市間における「きもの・食」を通じた人的<br>交流及びイベント等の開催<br>必要性：交流人口の拡大による地域活性化                               | 十日町市 |    |
|                                 |                       | 地域間人材育成事業<br>内 容：なかさと交流児童受入、訪問補助<br>必要性：児童の健全育成を図るため。                                                        | 十日町市 |    |
|                                 |                       | 松代地域交流事業<br>内 容：早稲田大学、世田谷区等との交流<br>必要性：交流の深化                                                                 | 十日町市 |    |
|                                 |                       | 十日町地域スポーツ振興事業<br>内 容：和光市との交流<br>必要性：交流サッカーを通じ、防災協定締結の和光市との<br>親睦・交流を図る。                                      | 十日町市 |    |
|                                 |                       | 奨学金貸付事業<br>内 容：奨学金の貸与<br>必要性：経済的理由により修学が困難な者への支援                                                             | 十日町市 |    |
|                                 |                       | UIターン促進奨学金等返還支援事業<br>内 容：UIターン者の奨学金返還を支援<br>必要性：大学生等の地方定着促進                                                  | 十日町市 |    |
|                                 |                       | 看護師・理学療法士等修学資金貸与事業<br>内 容：看護職員、介護職員に就業支度金を支給する事業<br>者への補助金<br>必要性：不足する市内の看護職員及び介護職員の確保                       | 十日町市 |    |
|                                 |                       | 看護学生支援事業<br>内 容：県立十日町看護専門学校に通う学生への家賃・通<br>学費の補助<br>必要性：看護師確保                                                 | 十日町市 |    |
|                                 |                       | 中小企業人材育成支援事業<br>内 容：各種研修機関での研修受講費の補助<br>必要性：社員研修の支援により企業の経営力強化を図る                                            | 十日町市 |    |
|                                 |                       | 新入社員セミナー事業、社会人準備セミナー事業<br>内 容：新入社員セミナーや社会人準備セミナーなどを実<br>施する十日町地区雇用協議会への支援<br>必要性：新入社員研修の支援により企業の経営力強化を図<br>る | 十日町市 |    |

---

### 3 産業の振興

---

#### (1) 農林水産業の振興

##### ① 農業

##### <現状と問題点>

- ・ 信濃川の河岸段丘など平場地域では基盤整備が進み、認定農業者への農地集積が加速しました。また、平成 27 年度からの 5 年間で 8 組織が法人化し、農業経営の規模拡大と再編が進んでいます。認定農業者への農地集積や経営の法人化をさらに推進し、経営基盤の強化を図るとともに、スマート農業を実践できる次世代の担い手を育成・確保することが必要です。
- ・ 市内の平場では、基盤整備事業により、過去 5 年間で 51ha（累計 5,239ha）のほ場が整備され、経営の効率化に結び付いています。さらなる複合営農化や生産コスト削減などを図るため、1ha 以上の大区画ほ場や園芸にも利用可能な汎用性のある水田など、基盤整備を推進する必要があります。
- ・ 棚田に象徴される山間部は、市内農地の約 4 割を占める貴重な生産基盤です。市内では、「里親数と耕作面積が日本一の棚田バンク」による棚田の維持や、「観光資源としての棚田の活用」による交流人口の創出など先駆的取組が展開されています。こうしたなか、棚田を核とした地域振興を図ることを目的に棚田地域振興法が制定され、市内では令和 2 年に 10 地区が地域認定を受けました。今後、同法や日本型直接支払制度を活用し、棚田の保全や地域の振興を図ることが必要です。
- ・ 十日町市では、十日町産魚沼コシヒカリをはじめ、そば、アスパラガス、枝豆、雪下人参、ユリ、また徹底した衛生管理が特徴の妻有ポークなど多彩な農畜産物が生産されています。今後も、国内外に地域の食の魅力や文化を発信するとともに、地域のブランド力を高め、農畜産物の生産振興と農業所得の向上を図る必要があります。

##### <その対策>

- ・ 農業の担い手を育成・確保するため、意欲ある農業者を認定農業者として認定し、農業機械などの整備や、複合営農など農業経営の強化を支援します。
- ・ 農作業の省力化や生産性の向上を図るため、ICT など先端技術を活用したスマート農業の実証を進め、スマート農業機械の導入を支援します。
- ・ 新規就農者が定着できるよう、関係機関でサポート体制を構築し、フォローアップや相談活動を行うとともに、栽培技術や経営スキルの習得を支援します。
- ・ 効率的な農業経営やスマート農業の社会実装を加速するため、水田の大区画化や先端技術を活用した実証を推進します。また、地形に合わせたほ場整備や用水確保など、耕作条件の改善を推進します。
- ・ 棚田地域振興法の関連事業を活用し、農業生産活動や文化活動、共同活動の場を拡げ、農業農村の活性化を推進します。また、集落機能を維持していくため、中山間地域等直接支払交付金事業など、日本型直接支払制度の取組を推進します。

- ・ 十日町産魚沼コシヒカリ、妻有ポークなどのブランド力強化の取組を支援します。また、生産者と関係機関が連携した「かぼちゃ」や「ねぎ」などの1億円産地化に向けた取組を推進します。
- ・ 多様な農畜産物の加工やニーズに応じた新商品開発、農家レストランなど、6次産業化に取り組む農業者を支援します。

## ② 林業

### ＜現況と問題点＞

- ・ 適正管理に基づく森林の「伐る（きる）」「使う」「植える」という循環利用は、SDGsの達成につながります。森林の循環利用を推進するため、森林組合などの林業事業体と連携し、森林整備を着実に進める必要があります。また私有林も、令和元年度に創設された「森林経営管理制度」や「森林環境譲与税」を活用し、循環利用を推進することが必要です。
- ・ 十日町市内のなめこ・えのき茸の生産量は全国トップクラスで、特になめこは国内生産量の約15%を占め、全国一の実績を誇ります。また令和元年に、市内のきのこ生産者団体が国内初となるグローバルGAPの団体認証を取得しており、安全性や品質の良さが認められています。今後もきのこの生産振興のため、さらなるコスト低減や品質向上に取り組む生産者を支援することが必要です。

### ＜その対策＞

- ・ 令和元年度に創設された「森林経営管理制度」で私有林の整備を進め、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指します。
- ・ 「森林経営管理制度」の運用や木材利用などの財源として、「森林環境譲与税」を活用し、森林が有するさまざまな公益的機能が発揮されるように整備を進めます。
- ・ 生産コスト低減や品質向上による産地強化を図るため、機械導入や施設整備をする生産者を支援します。

## (2) 地場産業の振興

### ＜現況と問題点＞

- ・ 地域雇用の受け皿は、織物業が中心であった時代の後、建設業や小売業、さらに電気機械器具や食品などの製造業に移り、近年は、福祉関連業、きものの修正加工、保管・クリーニングなどのメンテナンス業、宿泊・ホテル業、情報通信業など多様化しています。
- ・ 卒業後に就職を希望する管内高校生の地元就職率は年々減少し、5割を下回っています。中高生の時から市内企業を知る機会を作り、十日町市全体の魅力を伝え、大学や専門学校の卒業後に故郷に戻る思いを育てるとともに、管内企業への若者定着を図る必要があります。また、大学や専門学校卒業生の就職ガイダンスの参加者数が減少傾向にあり、学生へのリクルート情報の発信方法の工夫も必要です。
- ・ 製造・加工分野において、そば、キノコ、マグロなどの食料品製造業が成長してきており、投資や外販を支援することによりさらなる規模拡大が期待できます。また、地域の産業としてさらに発展させるため、より多くの地元産品の活用と冷凍・乾燥加工を行うなどの関連産業の育成が求められます。

- ・ 繊維関連分野では、クリーニングや修正加工、保管サービスに取り組む事業者が、産地の力を生かして大きく成長しています。これらの事業者と、伝統技術を有するメーカー、全国ネットワークを展開する流通業者のほか、地域の多様な繊維関連事業者が一体となった、全国の繊維・呉服業界を支える基盤都市としての成長が必要です。

#### ＜その対策＞

- ・ 雇用の創出を図るため、市内企業の規模拡大による設備投資に対する支援や企業誘致を進めます。
- ・ 中学生、高校生に十日町市で生活していくことの魅力を伝えるため、近隣市町との連携によるキャリア教育などにより地元企業の情報を発信します。
- ・ 市外に進学した学生に対する地元企業の情報発信を近隣市町と協力して充実させます。また、企業が行うインターンシップ活動に対する支援を行います。
- ・ 事業規模拡大や生産性向上のために先端設備の積極的な導入を図る事業者を支援します。
- ・ きものの修正加工業や保管サービス業の成長をバックアップするとともに、商工団体などと連携したきものの販路拡大につながる催事などへの支援を行います。また、市内の多様な繊維関連産業の発展を目指して、日本遺産ブランドを活用した伝統技術の魅力発信事業に取り組みます。

### (3) 起業の促進

#### ＜現状と問題点＞

- ・ IT関連分野では、人口当りの情報サービス事業者数の割合が県内20市中2位であり、集積が図られています。企業がこれら情報サービス業者と連携してAIやICTを活用することにより、生産性や販売力の強化を図り、新たなビジネスを創出することが求められます。情報サービス業者とAI・ICT活用企業の連携を進め、地域産業として発展を目指すことが必要です。
- ・ 十日町市は県内でいち早くビジネスコンテストや創業相談などの事業に取り組み、新たなビジネスが生まれてきました。引き続き若い世代による新規ビジネスへのチャレンジに対する支援が必要です。

#### ＜その対策＞

- ・ 食料品製造分野のさらなる成長を目指し、地域の農産品などを活用した新たな食品開発や加工、製造に取り組む事業者を支援するとともに、積極的な営業活動により製品を全国に発信します。
- ・ 市内の情報サービス関連事業者と、AI、ICT、RPAなどの活用を目指す市内企業のマッチングを促進し、市内での先端技術の導入を支援するとともに、情報サービス業の発展につなげます。
- ・ 民間事業者と連携し、専門家による起業・創業相談を充実するとともに、セミナーなどの開催により起業者や第二創業を目指す事業者を支援します。また、創業後のフォローアップを行い、事業者を支えます。

- ・ 十日町市ならではの創業プランや新しい事業プランなど、有望な起業・創業には補助金の上乗せを行うなどの支援を行います。

#### (4) 商業の振興

##### <現状と問題点>

- ・ 新型コロナウイルス感染症を経験した産業界では、多くの業種で製品の販売方法やサービスの提供方法の多様化が求められています。また、緊急事態時のリスク分散のため、製品等の販売ルートを複数確保し、企業活動の継続を図るとともに、営業力や販路開拓力の強化が必要です。
- ・ 十日町市には日本遺産に認定された雪国文化や大地の芸術祭など、多くの地域資源があります。これら優れた地域資源を生かした商品開発やサービスの提供など、他社との差別化に挑み、販売力を伸ばす企業が求められます。
- ・ 中小企業・小規模企業者の地域に根差した事業活動が十日町市の経済を支えています。産業の維持継続および発展のため、中小・小規模企業者の育成に向け、関係団体との連携強化と企業活動の継続的な支援が必要です。
- ・ 中心市街地は、NPO法人等が主体となり、にぎわいを創出するイベントが行われています。また、周辺地域との相乗効果による新たなにぎわいを創出するための市民活動も始まっています。こうした地域住民と十日町市が一体となったまちづくりを積極的に進めることが必要です。

##### <その対策>

- ・ ECサイトを充実させて販路や顧客の確保に取り組む事業所を支援します。
- ・ 日本遺産に認定された雪国文化や、大地の芸術祭、国宝・火焰型土器、また、魅力ある地元食材など、地域ブランドを生かした商品開発とサービスの提供を行う地元企業を支援します。
- ・ 商工会議所、商工会が取り組む経営発達支援計画に基づいた小規模事業者支援をバックアップします。
- ・ 地元での消費を高める賑わい創出イベントや、個店の魅力を高めるソフト事業など、商店街や商業団体が行う取組を支援します。
- ・ 中心市街地の拠点施設において、商業施設の案内機能の整備や憩いの場としての充実を図るとともに、きもの産地としての魅力が伝わる情報発信を行い、中心市街地のにぎわい創出につなげます。

#### (5) 観光の振興

##### <現状と問題点>

- ・ 十日町市には、日本遺産に認定された雪国の歴史文化をはじめとする地域資源が数多く存在します。これら地域資源の価値を維持し、次の世代へ引き継ぐことが重要です。文化観光の積極的な推進により、その取組を持続していく仕組みを構築するとともに、地域経済活性化のために資源を活用する観光関連事業者や人材への支援をさらに強化する必要があります。
- ・ 少人数型や一定エリア滞在型への転換など、社会情勢とともに変化する国内外の新たな観光ニーズに対応した受入体制を強化する必要があります。また、地域の現状や市場の動向調査・

分析を行うとともに、先端技術やSNSを活用し、観光の魅力を分かりやすく発信する必要があります。

- ・ 来訪者の利便性および回遊性の向上を図るため、二次交通の充実や地域資源を回遊するルート開発などの取組を強化させる必要があります。
- ・ 平成12年から開催している「大地の芸術祭」は、世界的レベルの現代アートの国際展であり、東京2020オリンピック・パラリンピックの文化プログラム「日本博」のコンテンツとして認定されるなど、アートを手法とした地域づくりのパイオニアとして国内外で高い評価を得ています。今後は、既存資源をさらに磨き上げ、誘客につなげる必要があります。
- ・ 今後恒久的に設置する作品は、清津峡溪谷歩道トンネルをモデルとした大地の芸術祭による地域経済効果をさらに高める作品づくりを進めるとともに、地域文化や越後妻有らしさを生かした、自立的かつ持続可能な大地の芸術祭の里ブランドを推進することが必要です。

### ＜その対策＞

- ・ 日本遺産に認定された豪雪地の「衣・食・住・祭・美」など地域固有の生活文化と関連が深い資源を活用するとともに、大地の芸術祭の里の発信力を生かした特色ある観光産業の振興や文化観光を推進します。
- ・ 信濃川ラフティング、キャンプ、トレッキングなどを組み込んだ滞在型メニューの開発を支援し、自然環境を生かした特徴的なアウトドア観光戦略を展開します。
- ・ 世界基準で評価された食・リゾート・温泉地を核に、宿泊、飲食、土産、交通など観光関連産業との連携を促進し、国内外からの観光客の受入体制を強化します。
- ・ 宿泊施設と旅行事業者が連携した滞在型観光商品開発などを支援し、少人数型の観光ニーズに対応した受入メニューの多様化を促進します。
- ・ 雪国観光圏をはじめ、広域連携による周遊プログラムの開発などを支援し、地域間相互の送客により地域経済活性化を図ります。
- ・ 民間事業者の育成や広域ツアーガイドの育成・組織化など、国内外からの観光客の受入体制を整備し、二次交通の広域運行や回遊ルートの開発により来訪者の利便性を向上させます。
- ・ 継続的なマーケティング調査・分析の実施により、観光ニーズに応じた事業を展開し、国内外に向けた観光情報の効果的な発信や、民泊・農泊受入の強化など、滞在型観光の充実を図ります。
- ・ 先端技術を活用したツアーの開発や、SNSを活用した観光情報のPRを効果的に実施します。
- ・ 自然体験などほかの観光資源とあわせた季節毎の多彩なプログラムを実施します。
- ・ 3年に1度開催する「大地の芸術祭」を、通年誘客に向けた周知の機会として捉え、持続可能な体制・規模で実施します。

【計画】

| 区 分   | 事業名<br>(施設名)       | 事業内容                                                                           | 事業主体 | 備考 |
|-------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 産業の展開 | (1) 基盤整備           | 経営体育成基盤整備事業                                                                    | 新潟県  |    |
|       |                    | 県営農地環境整備事業                                                                     | 新潟県  |    |
|       |                    | 県営中山間地域総合整備事業                                                                  | 新潟県  |    |
|       |                    | 県営かんがい排水事業                                                                     | 新潟県  |    |
|       |                    | 県営地域用水環境整備事業                                                                   | 新潟県  |    |
|       |                    | 県営ため池等整備事業                                                                     | 新潟県  |    |
|       |                    | 県営基幹水利施設ストックマネジメント事業                                                           | 新潟県  |    |
|       |                    | 県営中山間地地域総合農地防災事業                                                               | 新潟県  |    |
|       |                    | 県営中山間地域農業農村総合整備事業                                                              | 新潟県  |    |
|       |                    | 県営民間技術連携型棚田振興整備事業                                                              | 新潟県  |    |
|       |                    | 団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業                                                          | 十日町市 |    |
|       |                    | 農地耕作条件改善事業                                                                     | 十日町市 |    |
|       |                    | 県単農業農村整備事業                                                                     | 十日町市 |    |
|       |                    | 市有林・市行造林整備事業                                                                   | 十日町市 |    |
|       |                    | 民有林整備支援事業                                                                      | 十日町市 |    |
|       |                    | ふるさとの木で家づくり事業                                                                  | 十日町市 |    |
|       |                    | 森林環境譲与税活用事業                                                                    | 十日町市 |    |
|       |                    | 水資源造林事業                                                                        | 十日町市 |    |
|       | (3) 経営近代化施設        | 中山間地域振興対策事業補助金                                                                 | 十日町市 |    |
|       |                    | きのこ王国支援事業                                                                      | 十日町市 |    |
|       |                    | 川西有機センター機械設備更新事業                                                               | 十日町市 |    |
|       | (9) 観光又はレクリエーション   | 大地の芸術祭拠点施設等改修事業                                                                | 十日町市 |    |
|       |                    | 節黒城跡キャンプ場整備事業                                                                  | 十日町市 |    |
|       |                    | 千手温泉施設整備事業                                                                     | 十日町市 |    |
|       |                    | 清津峡観光施設整備事業                                                                    | 十日町市 |    |
|       |                    | 清田山キャンプ場施設整備事業                                                                 | 十日町市 |    |
|       |                    | 宮中ダム周辺整備事業                                                                     | 十日町市 |    |
|       |                    | 七ツ釜観光施設整備事業                                                                    | 十日町市 |    |
|       |                    | 中里源泉施設整備事業                                                                     | 十日町市 |    |
|       |                    | ゆくら妻有施設整備事業                                                                    | 十日町市 |    |
|       |                    | 松代棚田ハウス改修事業                                                                    | 十日町市 |    |
|       |                    | ふるさと会館施設整備事業                                                                   | 十日町市 |    |
|       |                    | 観光施設整備事業                                                                       | 十日町市 |    |
|       |                    | 松代ファミリースキー場施設整備事業                                                              | 十日町市 |    |
|       |                    | 松代ファミリースキー場圧雪車更新事業                                                             | 十日町市 |    |
|       |                    | まつだい芝峠温泉施設整備事業                                                                 | 十日町市 |    |
|       |                    | 大蔵寺キャンプ場施設整備事業                                                                 | 十日町市 |    |
|       |                    | 松之山温泉センター施設整備事業                                                                | 十日町市 |    |
|       |                    | 松之山温泉スキー場施設整備事業                                                                | 十日町市 |    |
|       |                    | 大地の芸術祭廃校舎・空家再活用事業                                                              | 十日町市 |    |
|       |                    | 雪国農耕文化村センター施設整備事業                                                              | 十日町市 |    |
|       |                    | 三省ハウス改修事業                                                                      | 十日町市 |    |
|       |                    | 総合福祉センター整備改修事業                                                                 | 十日町市 |    |
|       | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | 新規就農総合支援事業<br>内 容：新規就農者への経営準備費助成<br>必要性：就農者の経営安定化                              | 十日町市 |    |
|       |                    | 水田利活用自給力向上事業<br>内 容：酒米及びしめ縄用加工用青刈り稲作付者への補助<br>必要性：酒米及びしめ縄用加工用青刈り稲の生産推進を図る      | 十日町市 |    |
|       |                    | 担い手農業経営支援事業<br>内 容：認定農業者等担い手の経営支援<br>必要性：農業担い手の負担軽減と経営の安定化                     | 十日町市 |    |
|       |                    | 有機農業支援事業<br>内 容：J A S 有機認定経費の補助、J A S 認定米の作付面積に応じた助成金の交付、水田除草機等の整備に要する費用の一部補助等 | 十日町市 |    |

|  |  |                                                                                                                         |      |  |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--|
|  |  | 必要性：有機農業の定着を推進する必要があるため                                                                                                 |      |  |
|  |  | 地産地消推進事業<br>内 容：啓発活動、学校給食差額助成など<br>必要性：農業者の販路確保と食育の推進                                                                   | 十日町市 |  |
|  |  | 畜産振興対策事業<br>内 容：家畜伝染病予防接種や畜産環境対策の補助等<br>必要性：畜産農家の負担軽減と畜産臭気等の改善                                                          | 十日町市 |  |
|  |  | 複合営農促進事業<br>内 容：園芸振興作物による複合営農の取組拡大に対する補助<br>必要性：園芸作物を振興し複合営農を推進するため                                                     | 十日町市 |  |
|  |  | 中山間地域等直接支払交付金事業<br>内 容：農業用機械及び施設の整備に対する補助<br>必要性：農業生産の維持・発展や地域の活性化のため                                                   | 十日町市 |  |
|  |  | 環境保全型農業直接支払交付金事業<br>内 容：化学肥料等を原則５割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止等に効果が高い営農活動に取組む農業者等への補助<br>必要性：温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い環境保全型農業を推進するため | 十日町市 |  |
|  |  | 鳥獣被害防止対策事業<br>内 容：実施隊の謝礼、協議会への助成等<br>必要性：クマ、イノシシ等の農作物等への被害防止                                                            | 十日町市 |  |
|  |  | 多面的機能支払交付金事業<br>内 容：農業の多面的機能の維持・発揮のための共同で取り組む地域活動に対する支援<br>必要性：地域資源の保全管理に係る事業であるため                                      | 十日町市 |  |
|  |  | 経営所得安定対策推進事業<br>内 容：経営所得安定対策の推進に必要な事務費<br>必要性：経営所得安定対策交付金事務を円滑に進める必要があるため                                               | 十日町市 |  |
|  |  | 園芸生産促進事業<br>内 容：園芸作物の生産拡大に必要な機械・施設等の整備費に対する補助<br>必要性：園芸導入による経営安定を支援するため                                                 | 十日町市 |  |
|  |  | カーボン・オフセット事業<br>内 容：森林整備によるCO2吸収量をクレジットとして発行し販売する<br>必要性：森林によるCO2吸収量を確保し地球温暖化に貢献するため                                    | 十日町市 |  |
|  |  | ６次産業等支援事業<br>内 容：新商品開発、販売力強化、販路拡大<br>必要性：産業の活性化、生産者所得の向上                                                                | 十日町市 |  |
|  |  | 十日町織物工業協同組合助成事業<br>内 容：きもの展示・販売会などへの助成<br>必要性：きものの需要・販路拡大による地場産業の振興                                                     | 十日町市 |  |
|  |  | 十日町織物販路開拓支援事業<br>内 容：首都圏等でのきもの展示販売会の実施<br>必要性：きものの需要・販路拡大による地場産業の振興                                                     | 十日町市 |  |
|  |  | 販路拡大支援事業<br>内 容：市内事業所の国内外見本市等への出展経費助成<br>必要性：市内事業所の販路拡大による産業活性化                                                         | 十日町市 |  |
|  |  | 頑張る企業競争力アップ事業<br>内 容：専門家による経営指導、販路開拓等支援及び新規創業の増加のための創業相談の実施<br>必要性：企業の競争力強化及び新規創業の促進                                    | 十日町市 |  |
|  |  | 未来を拓く創業・成長支援事業<br>内 容：ビジネスプラン審査会の開催、創業補助金、インキュベーションオフィスの運営、中小企業診断士による創業塾・定期創業相談等の開催<br>必要性：新規事業化の促進及び雇用者の増加             | 十日町市 |  |
|  |  | 地域商社機能構築事業<br>内 容：地域商社機能を構築するための補助<br>必要性：農家や６次産業事業者の販路開拓支援を行い、所得向上を図る                                                  | 十日町市 |  |



|  |  |                                                                                                     |      |  |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--|
|  |  | 商業関係団体助成事業<br>内 容：商工会議所、商工会への補助<br>必要性：商工業をはじめ地域全体の振興発展                                             | 十日町市 |  |
|  |  | 織体験ときものバンク事業<br>内 容：織体験講座、きものバンクの運営<br>必要性：伝統技術の「織」技術の継承ときもの着用の促進                                   | 十日町市 |  |
|  |  | プロモーション事業<br>内 容：首都圏での地場産品PRや産地間連携の推進<br>必要性：地場産品の販売促進等                                             | 十日町市 |  |
|  |  | 顧客管理ネットワーク事業<br>内 容：交流都市、郷土出身者、十日町ファン等への情報発信とネットワークづくり<br>必要性：首都圏等への十日町市の情報発信の強化推進                  | 十日町市 |  |
|  |  | 来訪者受入サービス向上事業<br>内 容：来訪者受入サービス向上事業補助<br>必要性：インバウンドに対応する受入体制の構築                                      | 十日町市 |  |
|  |  | 新商品等開発支援事業<br>内 容：試作品製作、企画、アイデア具体化経費補助<br>必要性：特産品となる新商品の開発促進                                        | 十日町市 |  |
|  |  | 商店街活性化支援事業<br>内 容：賑わい創出事業に対する補助<br>必要性：地域の商店街の活性化を図る                                                | 十日町市 |  |
|  |  | 小規模事業者等販路開拓支援事業<br>内 容：地域商社機能を構築するための委託<br>必要性：農家や6次産業事業者の販路開拓支援を行い、所得向上を図る                         | 十日町市 |  |
|  |  | 異業種交流事業<br>内 容：異業種交流による商品・サービスの開発支援<br>必要性：異業種交流による商品・サービスの開発促進                                     | 十日町市 |  |
|  |  | 中小企業・小規模企業振興基本条例による支援事業<br>内 容：商工会議所、商工会が取り組む経営発達支援計画に基づいた小規模事業者支援をバックアップする。<br>必要性：中小企業・小規模企業の経営発展 | 十日町市 |  |
|  |  | 各種補助金申請支援事業<br>内 容：雇用の増加を伴う設備投資を行った企業への各種補助金支援<br>必要性：企業誘致及び既存企業の育成・支援による産業振興、雇用の拡大                 | 十日町市 |  |
|  |  | 各種制度融資事業<br>内 容：市内企業の資金繰りに対する支援<br>必要性：市内企業の資金繰り支援による産業振興、雇用の維持を図る                                  | 十日町市 |  |
|  |  | 信用保証協会保証料補助事業<br>内 容：市内企業の資金繰りに対する支援<br>必要性：市内企業の資金繰り支援による産業振興、雇用の維持を図る                             | 十日町市 |  |
|  |  | まちの産業発見塾<br>内 容：市内中高生に地域の産業や企業をPR<br>必要性：中高生が地元を学ぶ機会の創出と将来的な地元就職意識の醸成を図る                            | 十日町市 |  |
|  |  | 人材確保支援事業<br>内 容：市内企業の採用活動にかかる経費補助<br>必要性：市内企業の採用活動の支援により人材確保を図る                                     | 十日町市 |  |

|  |  |                                                                                                    |      |  |
|--|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--|
|  |  | 観光誘客事業<br>内 容：商談会参加、観光ガイドブックの作成・増刷<br>必要性：観光誘客に係る情報発信及び受入整備のため                                     | 十日町市 |  |
|  |  | 雪国観光圏推進事業<br>内 容：雪国観光圏推進協議会への助成<br>必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信                                     | 十日町市 |  |
|  |  | 奥信越ロマンレールプロジェクト事業<br>内 容：奥信越ロマンレール戦略会議の実施、飯山線・ほくほく線モニターツアーの実施等<br>必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信      | 十日町市 |  |
|  |  | 雪原カーニバルなかさと補助金事業<br>内 容：雪原カーニバルなかさと実行委員会に対する補助<br>必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信                      | 十日町市 |  |
|  |  | 観光振興事業（松代地域）<br>内 容：松代観音祭、ほくほく線元気まつり、等のイベントに対する補助<br>必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信                   | 十日町市 |  |
|  |  | 大地の芸術祭運営事業<br>内 容：大地の芸術祭開催、運営経費<br>必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信                                     | 十日町市 |  |
|  |  | 大地の芸術祭ディレクター委託事業<br>内 容：大地の芸術祭の企画運営委託<br>必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信                               | 十日町市 |  |
|  |  | 大地の芸術祭受入対策事業<br>内 容：作品維持管理委託、地域もてなし事業実施などによる来訪者の受入体制整備<br>必要性：大地の芸術祭の通年化による交流人口の拡大                 | 十日町市 |  |
|  |  | 大地の芸術祭受入対策事業（開催年）<br>内 容：会期中の拠点施設及びインフォメーションの案内強化、二次交通や案内サインなど受入体制整備<br>必要性：会期中来訪者への利便性や安全性の向上     | 十日町市 |  |
|  |  | 大地の芸術祭作品管理事業<br>内 容：既存する恒久設置作品の維持管理及び老朽化や破損に伴う改修<br>必要性：作品の品質を保ち、鑑賞者の流れを継続して確保するため                 | 十日町市 |  |
|  |  | 大地の芸術祭の里ブランド化推進事業<br>内 容：「大地の芸術祭の里」の情報発信、通年誘客のための企画・運営委託等<br>必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信           | 十日町市 |  |
|  |  | 里山文化交流施設誘客促進事業<br>内 容：清津倉庫美術館及び奴奈川キャンパスの誘客強化のための企画展等の開催<br>必要性：芸術祭拠点施設を回遊する企画展等を開催し、通年誘客による交流人口の増加 | 十日町市 |  |
|  |  | 越後妻有雪花火事業<br>内 容：新しい雪国文化ブランド構築と魅力発信のための雪アート花火実施委託<br>必要性：交流人口の増加による地域活性化、地域の情報発信                   | 十日町市 |  |
|  |  | 十日町市観光協会助成事業<br>内 容：十日町市観光協会への助成<br>必要性：インバウンドの推進を含め、自然景観、食、体験、イベントなどの情報発信、受入体制強化                  | 十日町市 |  |
|  |  | 信濃川アウトドア観光推進事業<br>内 容：体験イベントの開催及びSNS等による情報発信<br>必要性：アウトドアコンテンツによる誘客促進のため                           | 十日町市 |  |

|  |          |                                                                                                                              |      |  |
|--|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--|
|  |          | アウトドア施設等整備事業<br>内 容：キャンプ場・トレッキングコース等の施設整備<br>必要性：施設環境の充実による誘客促進のため                                                           | 十日町市 |  |
|  |          | 外国人観光誘客推進事業<br>内 容：インバウンド向け観光誘客プロモーション<br>必要性：インバウンド誘客促進のため                                                                  | 十日町市 |  |
|  |          | 雪ふる里関係人口拡大事業（観光企画）<br>内 容：市外からの来訪者が伝統行事等市内各地の魅力に触れる機会を通じ、関係人口拡大を図る<br>必要性：移住定住への入口としての関係人口拡大                                 | 十日町市 |  |
|  |          | 雪ふる里関係人口拡大事業（芸術祭）<br>内 容：大地の芸術祭をツールに、農業のある生活文化の存続と地域課題解決を図る<br>必要性：棚田保全等、地域課題の担い手減少への対応                                      | 十日町市 |  |
|  |          | 十日町地域交流事業<br>内 容：首都圏イベントでの観光PR<br>必要性：交流都市との交流による誘客促進のため                                                                     | 十日町市 |  |
|  |          | 大地の芸術祭二次交通対策事業<br>内 容：定期観光バスの運行<br>必要性：二次交通を利用した作品巡りの利便性向上のため                                                                | 十日町市 |  |
|  |          | 設備投資における固定資産税減免事業<br>内 容：雇用の増加を伴う設備投資を行った企業への固定資産税減免支援<br>必要性：企業誘致及び既存企業の育成・支援による産業振興、雇用の拡大                                  | 十日町市 |  |
|  |          | 新規創業支援資金融資・利子補給事業<br>内 容：市の融資制度である「新規創業支援資金」「新事業・新技術等開発支援資金」の利用者に対し、その利子の一部を補助<br>必要性：新規事業化の促進及び雇用者の増加                       | 十日町市 |  |
|  |          | 企業設置奨励事業<br>内 容：設備投資額・新規雇用者数等の要件を満たした企業に対する利子補給金・奨励金・助成金の交付<br>必要性：企業誘致及び既存企業の育成・支援による産業振興、雇用の拡大                             | 十日町市 |  |
|  |          | 企業投資促進事業<br>内 容：設備投資額・新規雇用者数等の要件を満たした地域経済牽引事業者に対する利子補給金・奨励金・助成金の交付<br>必要性：設備投資額・新規雇用者数等の要件を満たした地域経済牽引事業者に対する利子補給金・奨励金・助成金の交付 | 十日町市 |  |
|  |          | 中心市街地活性化推進事業<br>内 容：第二次総合計画のフォローアップ、各目標値達成状況の把握<br>必要性：現状を把握し、中心市街地活性化に活用するため                                                | 十日町市 |  |
|  |          | まちなかステージ管理運営事業<br>内 容：拠点施設の各種経費、指定管理委託料<br>必要性：拠点施設を活用し、中心市街地のにぎわい創出につなげるため                                                  | 十日町市 |  |
|  | (11) その他 | 新規就農者支援事業                                                                                                                    | 十日町市 |  |
|  |          | 認定農業者パワーアップ事業                                                                                                                | 十日町市 |  |
|  |          | スマート農業導入支援事業                                                                                                                 | 十日町市 |  |

(6) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種                             | 計画期間                        | 備考 |
|----------|--------------------------------|-----------------------------|----|
| 十日町市全域   | 製造業、旅館業、農林水産物等<br>販売業、情報サービス業等 | 令和3年4月1日<br>から<br>令和8年3月31日 |    |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

新たな企業立地や規模拡大、新分野への進出など、企業が経営の持続的発展と安定的な雇用機会の拡充を図るため、雇用の増加を伴う設備投資を行う際に支援を行います（上記「その対策」及び「計画」のとおり）。

また、将来的な地元就職の意識醸成を図るため、周辺市町村と連携し、広域的に地域内の中高生を対象にした地元企業紹介事業、企業の人材確保・育成に対する支援事業、新規起業・創業希望者に対する支援事業などを実施し、市内における産業振興と安定的な雇用機会の拡充を図ります。

## 4 地域における情報化

### <現状と問題点>

- ・ 誰もがいつでも市からの情報を入手できるよう、ホームページなどを活用して積極的に情報伝達していくことが必要です。
- ・ マイナンバーカードによる住民票などのコンビニ交付サービスを導入し、オンラインサービスの拡大を図っています。マイナンバーカードを利用した行政サービスの更なる充実が必要です。
- ・ 人口減少による税収減や職員減の一方で、目まぐるしい時代の変化に対応した多種多様な行政サービスの提供が求められていることから、A I - O C RやR P Aなどの先端技術を導入し、少ない労力で質の高いサービスを提供するスマート自治体への転換が必要です。
- ・ 2040年には生産年齢人口の2割以上の減少が見込まれています。十日町市においても、介護従事者や農業の担い手不足がさらに進み、産業の維持やサービスの確保が困難になると想定されます。このため、I C TやA Iなどの先端技術を活用し、効率的で利便性の高いサービスを提供する Society5.0 社会の実現が求められています。

### <その対策>

- ・ ホームページとL I N EなどのS N Sや防災行政無線などの多媒体を連携して、情報発信を行います。
- ・ 市民サービスに直結する分野から、A I - O C RやR P A技術の導入を図り、大量なデータを瞬時に正確に処理することにより、事務の効率化を進め、質の高いサービスを提供します。
- ・ 国が推進する業務プロセスの標準化と歩調を合わせ、他市町との共同利用を進めます。
- ・ マイナンバーカードの普及と機能の充実を図るとともに、来庁せずとも申請や届出などの手続きを行うことができるオンラインサービスを推進します。
- ・ ドローンやI o Tを利用し、省力化と安全な作業環境の構築に取り組む事業者を支援します。また、A Iなどを導入し、新しいサービス提供に取り組む事業者を支援します。

### 【計画】

| 区 分           | 事業名<br>(施設名)                 | 事業内容                                                                             | 事業主体 | 備考 |
|---------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 地域における<br>情報化 | (1) 電気通信施設等<br>情報化のための<br>施設 | ローカル5G導入支援事業                                                                     | 十日町市 |    |
|               |                              | 行政情報基幹システム再構築事業                                                                  | 十日町市 |    |
|               |                              | 自治体ネットワーク強靱化事業                                                                   | 十日町市 |    |
|               | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業        | 統合型地理情報システム (GIS)運用事業<br>内 容：インターネットに公開しているGISの保守料など<br>必要性：AEDの設置場所などを共有するため。   | 十日町市 |    |
|               |                              | 高速情報通信施設管理事業<br>内 容：本庁、支所など公共施設を結ぶ、光ファイバー線の<br>維持管理・張り替え等<br>必要性：地域による情報格差を無くすため | 十日町市 |    |
|               |                              | 高速インターネット管理事業<br>内 容：民間が参入しない地域の光ファイバー線の維持管<br>理・張り替え等<br>必要性：地域による情報格差を無くすため    | 十日町市 |    |
|               |                              | 自治体DX展開事業<br>内 容：電子申請拡大によるデジタル窓口等の構築<br>必要性：行政手続きの利便性向上のため                       | 十日町市 |    |

---

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

---

### (1) 交通施設の整備

#### <現状と問題点>

- ・ 「上越魚沼地域振興快速道路」は、上越市と南魚沼市を結ぶ災害に強く信頼できる地域高規格道路として、着実に整備が進められています。平成 29 年度には「八箇峠道路」の八箇～野田間が開通し、交通の難所である八箇峠の交通障害が解消されました。広域交通ネットワークの形成に向け、「八箇峠道路」の六日町バイパスまでの全線供用開始と、国の直轄権限代行で事業化された、「十日町道路」の整備促進に向けた取組の強化が必要です。
- ・ 道路ネットワークの骨格となる国・県道では、現在、国道 403 号の池尻室野間や国道 353 号の松之山新山工区、国道 117 号の歩道整備、そして県道中条田川線の街路事業など大規模な事業が実施されています。しかし、依然として沢沿いや峠越えの路線が多く、雨や雪による災害で通行が規制される区間を抱えています。年間を通じて安全・安心に通行できる道路の確保のため、危険個所の早期解消が必要です。
- ・ 地域の活動を支える市道の整備は、優先度などを考慮しながら計画的に進めています。円滑な交通と住環境の改善につながる市道整備への市民の期待は大きく、今後はより計画的かつ効果的な整備が必要です。
- ・ 通学路交通安全プログラムや未就学児緊急安全点検などにより、歩行者の安全対策に努めていますが、交通量が多い幹線道路は、対策が不十分な区間が多く残っています。通学路や商業地を中心に、歩行者や自転車の安全対策を進めることが必要です。
- ・ 老朽化が進む橋りょうなど道路施設は、定期的な安全点検の結果に基づき、計画的に修繕・更新を進めています。しかし、多くの施設が今後集中的に更新の時期を迎えるため、より効率的な維持管理を行うことが必要です。
- ・ 市道路除雪は、平成 25 年度の制度見直しで地域格差の解消と市民負担の軽減を図り、安定した除雪体制の維持に努めてきました。一方で十日町市は国内有数の豪雪地帯であり、例年の除排雪に多大なコストが生じているため、持続的な除雪体制のあり方の検討、また昨今の異常気象などの気候変動に対応した除雪体制を構築することが必要です。
- ・ 山間集落は雪崩による生命の危険や生活への支障が大きい不安となるため、雪崩危険個所の定期的なパトロールを行い、雪庇落としや雪崩予防柵設置などの安全対策に取り組んでいます。これからも冬期間の安定した交通確保を図るため、雪崩危険個所の早期解消に努めることが必要です。
- ・ 消雪パイプは雪出し場が確保できない家屋連たん地区を中心に、計画的に整備を進めています。除雪の担い手不足や気候変動も踏まえ、安定的な除雪による道路交通を確保するため、引き続き効果的・効率的な整備を進めることが必要です。
- ・ 流雪溝は路肩の堆雪などを効率的に排雪できる施設として、計画的に整備を進めており、十日町市街地は当初計画路線の整備が完了しました。また、現在整備を進めている川治地区と川西地域では、計画路線の約 5 割が完了しています。今後は、川治地区と川西地域の整備を進めるとともに、未整備地区の整備を計画的に推進し、水源の確保に努めることが必要です。

### ＜その対策＞

- ・ 「上越魚沼地域振興快速道路」は、沿線の自治体との連携を図りながら、整備区間の早期完成と未着手区間の早期事業化に向け、関係機関に強く働きかけます。
- ・ 十日町インターチェンジ（仮称）周辺の土地利用基本計画を策定するとともに、インターチェンジへのアクセス道である市道高山水沢線の整備を進めます。
- ・ 国・県道は、災害や雪による孤立集落や交通の遮断、事前通行規制区間の解消を優先し、あわせて円滑な交通の確保や地域活力の支援のため、未改良区間と危険箇所の早期整備を関係機関に働きかけます。
- ・ 国・県道の役割を補完する幹線道路は、利便性と安全性の向上を目的に、効率的な道路整備を進めます。生活道路は、雪対策を含めた住環境の改善のため、投資効果を踏まえた路線選定を行ったうえで、計画的な整備を図ります。
- ・ 市道は、通学路や商業施設周辺を中心に、歩道の整備と路肩の拡幅を進め、安全な歩行空間の確保やバリアフリー対策を進めます。
- ・ 施設の安全性を確認するため、橋りょう・トンネル・スノーシェッドについては5年に1回、そのほかの構造物についても適切な時期に点検を実施します。また、効率的な維持管理・更新を行うため、点検結果をもとに長寿命化修繕計画を更新しながら、計画的に修繕を実施します。
- ・ 除雪機械の計画的な更新やロータリー除雪車を増強し、除雪コストの削減や除雪業者の負担軽減を図ります。
- ・ 雪崩危険個所のパトロールを強化し、早期把握と事故防止を図ります。また、市道では、雪崩予防施設の設置や段切り対策などを検討し、雪崩危険個所の早期解消に努めるとともに、国・県道の雪崩対策の計画的な実施を関係機関に働きかけます。
- ・ 機械除雪が困難な家屋連たん地区を中心に、引き続き消雪パイプ整備を推進します。また、交通需要が高い道路では、機械除雪との効率性・経済性を比較し、消雪パイプの必要性を検討します。また、老朽化した消雪パイプの延命化を図りながら、計画的に更新を行います。消雪パイプの整備に際しては、地下水の適正揚水を考慮し、効率的な散水方法の検討や節水タイマーの導入を推進します。また、利用にあたっては、地下水資源を守るため地下水位の測定を継続的に行い、節水に努めます。
- ・ 河川からの取水で水源確保を図りながら、川治地区と川西地域では早期供用開始に向け整備を進めます。また、学校町区域での流雪溝の整備に着手し、計画的な整備を行います。また、各地域の流雪溝運営組織と連携し、効率的な運用と維持管理に努めます。

## (2) 交通手段の確保

### ＜現況と問題点＞

- ・ 人口減少や自家用車の保有率増加で、路線バスを中心とする公共交通機関の利用者は年々減少しています。また、高齢化による路線バスの運転手不足も深刻な問題となっており、不採算路線からの交通事業者の撤退が進み、生活交通の維持・確保は大きな課題となっています。
- ・ 北越急行(株)は、特急はくたかが廃止になったことで、今後20年以内に総合資金が底を突きかねない大変厳しい状況にあります。地域にとって重要な公共交通であるほくほく線の運行を今

後も維持していくためには、観光分野などと連携した施策をさらに展開するとともに、県・関係市町村が一体となり、さまざまな支援・振興策に取り組む必要があります。

- 生活交通の利便性向上や利用促進を図るためには、交通事業者、沿線地域と新潟県・関係市町村が連携し、適切な組み合わせの交通手段を確保するとともに、同時に公共交通の利用をPRすることが必要です。

#### ＜その対策＞

- 基幹系路線バスを維持するため、バスやタクシーなどの交通事業者や国・県と連携・分担しながら、必要な支援措置を実施し、利便性の確保に努めます。
- 通院や通学、買い物などの日常生活に不可欠な輸送を最優先に、交通事業者や福祉有償運送事業者などと連携し、地域の実情に即した生活交通の確保に努めます。
- ほくほく線が継続的に安定運行されるよう、北越急行(株)の自主的な取組を促しながらさまざまな支援策を講じます。国の支援制度を活用するほか、新潟県・関係市町村が連携し、持続可能な経営が図られるよう支援します。

#### 【計画】

| 区 分             | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容                                                                               | 事業主体 | 備考 |
|-----------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1) 市町村道              | 道路整備事業                                                                             | 十日町市 |    |
|                 |                       | 道路メンテナンス事業                                                                         | 十日町市 |    |
|                 | (3) 林道                | 林道整備事業                                                                             | 十日町市 |    |
|                 | (5) 鉄道施設等             | ほくほく線安全輸送設備等整備補助事業                                                                 | 十日町市 |    |
|                 | (6) 自動車等              | 市営バス整備事業                                                                           | 十日町市 |    |
|                 | (8) 道路整備機械等           | 小型除雪機械共同導入事業                                                                       | 十日町市 |    |
|                 |                       | 除雪機械等整備事業                                                                          | 十日町市 |    |
|                 | (9) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 | 予約乗合タクシー運行事業<br>内 容：コミュニティバスの運行<br>必要性：予約乗合タクシー運行による住民の交通手段確保                      | 十日町市 |    |
|                 |                       | 市営バス運行事業<br>内 容：市営バス運行事業<br>必要性：公共交通の維持・確保                                         | 十日町市 |    |
|                 |                       | 生活交通確保対策補助事業<br>内 容：路線バス事業者に対する運行経費補助<br>必要性：公共交通の維持・確保                            | 十日町市 |    |
|                 |                       | 市道除排雪経費<br>内 容：市道機械除雪・消パイ電気料、除雪機械の修繕・消耗品購入<br>必要性：道路交通確保のため必要不可欠                   | 十日町市 |    |
|                 |                       | 認定外道路除雪助成事業<br>内 容：地域（集落）に対する市道認定外道路の除雪費用の補助<br>必要性：冬期の生活道路確保にかかる住民の負担軽減、生活道路の交通確保 | 十日町市 |    |
|                 |                       | 流雪溝運転事業<br>内 容：地域流雪溝運営協議会に対する流雪溝の管理運営委託<br>必要性：流雪溝の運営による冬期間の安全・安心な道路交通の確保          | 十日町市 |    |
|                 |                       | 公共交通利用アップ等推進事業<br>内 容：公共交通マップの作成<br>必要性：公共交通の利用促進                                  | 十日町市 |    |
|                 |                       |                                                                                    |      |    |
|                 | (10) その他              | 消雪パイプ更新事業                                                                          | 十日町市 |    |
|                 |                       | 消雪パイプ整備事業                                                                          | 十日町市 |    |
|                 |                       | 消雪パイプ改修事業                                                                          | 十日町市 |    |
|                 |                       | 流雪溝整備事業                                                                            | 十日町市 |    |



---

## 6 生活環境の整備

---

### (1) 自然環境の維持保全

#### ＜現状と問題点＞

- ・ 十日町市は、信濃川やブナ林に代表される森林など豊かな自然に恵まれており、貴重種をはじめ多様な野生動物が生息・生育しています。この恵まれた自然景観や自然生態系を未来に残すため、人と豊かな自然が共生する社会づくりが必要です。
- ・ エコポイント事業は、マイバック持参の普及によるレジ袋削減など、市民の環境意識向上に大きな成果を上げました。また、ごみ減量意識の向上により分別回収の徹底や3Rの取組が浸透し、ごみの排出量は年々減少しています。限りある資源の有効利用や環境負荷の少ない循環型社会の構築のため、今後も継続して市民や事業者への普及啓発が必要です。
- ・ 市街地をはじめ、地下水位の低下が問題となっている地域では、消雪パイプに節水タイマーを設置するなど、地下水の適正利用・保全に努めています。今後も継続的に地下水の節水対策を推進するとともに、山林や農地の保全による水源かん養を促進することが必要です。
- ・ 十日町市にとって貴重な地域資源である信濃川は、発電のために多くの水が使われたことで、河川環境が悪化し、市民と信濃川との関わりが希薄になっていました。平成27年に一定の維持流量が確保され、河川環境の改善が見られてからは、市民の目が再び信濃川に向けられ、水辺空間を利用したラフティングなど民間活動が行われるようになりました。今後も、観光や市民交流などの分野で水辺の利活用が進むよう、河川環境の維持・改善を図ることが必要です。

#### ＜その対策＞

- ・ 都市部との交流促進やボランティアの育成、環境保護団体や発電事業関係者との協力などで、市内外の人たちと一体になった自然環境維持・保全活動を支援します。
- ・ 環境にやさしい資源循環型社会の構築を目指し、3Rの普及啓発を通じて、市民や事業所からのごみ排出量削減をさらに推進します。
- ・ 地下水位の低下が問題となっている地域では、地下水利用の現状把握に努めるとともに、消雪パイプへの節水タイマー設置を拡充するなど地下水の節水対策を推進します。また、山林や農地の保管理に努め、河川水と地下水の汚染防止や水源かん養を促進します。
- ・ 市民による河川環境の保全および河川利用に関する活動を支援します。
- ・ 信濃川や清津川には、豊かさや潤いを与える水辺環境があります。これらの環境と市民が気軽にふれあい、活用できるよう、水辺空間を整備するとともに、観光振興にも生かします。

### (2) 水道施設の整備

#### ＜現状と問題点＞

- ・ 水道については、老朽化した施設や管路が多いことから、十日町浄水場の改築、老朽化した施設の更新、主要管路の耐震化を中心に計画的に進めてきました。今後も安定給水を確保するため、計画的に老朽化した施設や管路の整備更新を進めることが必要です。また、山間部の水道未普及地域では浅井戸や“わき水”などを水源としているため、水質・水量とも不安定な状

況です。このため、清津峡地域では、令和元年度から水道施設の整備を開始しました。安全で安定的な生活用水の供給を行うため、早期供用開始に向け、計画的に整備を進める必要があります。

- ・ 人口減少により上下水道使用量が減少し、使用料金が減収するなか、経営状況を明確にするため、令和2年度に上下水道事業の全てに地方公営企業法を適用しました。今後は経営基盤の強化と市民サービス向上のため、さらなる経営改善を進める必要があります。

#### ＜その対策＞

- ・ 生活用水の安定給水を確保するため、水源や浄水場などの老朽化した施設を計画的に更新・改良し耐震化を進めます。管路については、病院・避難所などの重要施設へつながる主要管路の耐震化、並びに老朽管の更新を優先して進めます。また、水道未普及地域の安定した生活用水確保のため、それぞれの地域の水需給状況などの変化を把握し、施設整備を計画的に行います。
- ・ 持続可能な事業運営を行うため、計画的な施設の統廃合や更新、官民連携や近隣自治体との広域化を検討します。また、料金改定を含めた経営改善に取り組みます。

### (3) 下水道及び他の汚水処理施設の整備

#### ＜現状と問題点＞

- ・ 下水道については、公共用水域の保全や生活環境整備の充実を図るため、老朽化した処理場や管路施設の更新と耐震化に取り組んできました。今後も計画的に改築更新、施設の統廃合を実施し、維持管理費の低減と施設管理の効率化を図ることが必要です。また、近年頻発する集中豪雨による浸水被害対策として、浸水ハザードマップの作成による災害時のリスク情報の公開や雨水管渠の整備を進めてきました。上下水道ともに防災・減災対策が急務となっています。
- ・ 集合処理計画区域外では、合併処理浄化槽の施設整備が遅れているため、補助金を活用した整備の促進を図ってきました。水洗化率の向上のため、今後も普及啓発を図ることが必要です。
- ・ 人口減少により上下水道使用量が減少し、使用料金が減収するなか、経営状況を明確にするため、令和2年度に上下水道事業の全てに地方公営企業法を適用しました。今後は経営基盤の強化と市民サービス向上のため、さらなる経営改善を進める必要があります。

#### ＜その対策＞

- ・ 老朽化した、処理場・管路施設の耐震化や機能向上を図るため、長寿命化支援制度および機能強化支援制度を活用し、計画的な施設改築または施設統合を進めます。
- ・ 近年の頻発する集中豪雨による浸水被害が顕著な下島地区の雨水渠整備を計画的に進め、防災・減災対策に取り組みます。
- ・ 集合処理計画区域外の水質保全や生活環境の充実を図るため、合併処理浄化槽の整備を進めます。
- ・ 持続可能な事業運営を行うため、計画的な施設の統廃合や更新、官民連携や近隣自治体との広域化を検討します。また、料金改定を含めた経営改善に取り組みます。

#### (4) 廃棄物処理施設の整備

##### ＜現状と問題点＞

- ・ ごみ焼却施設（十日町市エコクリーンセンター）は、大規模改修により安定した処理が可能となり、津南地域衛生施設組合で処理していた中里地域と松之山地域のごみ処理一元化が完了しました。加えて「し尿」の処理についても、令和3年4月から当市施設での処理を開始しました。今後は、効率化を図るため、津南地域衛生施設組合の「ごみ」の受け入れをはじめとするごみ処理の広域化・集約化の検討が必要です。
- ・ し尿前処理施設は、建設から約10年が経過し、機械設備の老朽化による大規模改修が必要となってきました。改修に際しては、処理の効率化と安定化、維持管理性に加え、下水道施設としての位置づけを含めた検討を進める必要があります。

##### ＜その対策＞

- ・ 引き続きごみ焼却施設（十日町市エコクリーンセンター）の改修を計画的に進めるとともに資源化・分別の推進により、ごみの減量化を図りながら、施設の延命化に努めます。
- ・ 津南地域衛生施設組合のごみの受け入れなど、広域化の検討を進めます。
- ・ し尿前処理施設の改修に際しては、下水道施設としての位置づけを含め検討します。
- ・ 廃棄物の飛散やにおいの拡散防止など、環境保全対策に優れ、通年利用できるクローズド型（屋根付き）の次期一般廃棄物最終処分場の整備を進めます。
- ・ 次期一般廃棄物最終処分場では、埋立てごみの破碎や資源物の回収で減量化を図り、施設の延命化に努めます。
- ・ 埋立てが完了した霧谷管理型最終処分場の水処理施設など、浸出水の適正処理に努めます。

#### (5) 消防・救急体制の整備

##### ＜現状と問題点＞

- ・ 消防団員サポート制度の導入や消防団員の装備の充実などを進めていますが、少子高齢化などにより団員の担い手は不足しています。引き続き消防団員の装備の充実を図るとともに、消防団協力事業所や自主防災組織などとのさらなる連携強化が必要です。
- ・ 訓練棟の建設やヘリポートの整備を含めた消防本部庁舎の機能強化により、消防力は確実に向上しています。今後も、これらの施設を有効に活用し、消防力をさらに強化する必要があります。また、消防救急デジタル無線・防災行政無線の有効活用や、県単位での指令業務の共同運用による広域応援体制の構築が重要です。
- ・ 高齢化に伴い、地域の救急需要はますます増加しています。ドクターヘリの積極的な活用や救急救命士の増員、救急ステーション研修の充実により救急体制の強化を進め、市民への感染症対策や応急手当などの知識・技術の普及促進が必要です。

##### ＜その対策＞

- ・ 消防団の充実強化のため、引き続き消防団の環境改善や装備の機能向上を進めるとともに、女性を含めた団員の確保と加入促進を図ります。あわせて、消防団への加入促進のため、消防団協力事業所制度や消防団員サポート制度の拡充を図ります。

- ・ 新たに整備したヘリポートを活用し、ドクターヘリや大型ヘリコプターとの連携を円滑に行うなど、応援体制の強化を図ります。
- ・ 車両や資機材、消防用施設、通信指令設備などを計画的に整備するとともに、消防団の組織再編を検討し、効率的な消防体制の整備を図ります。
- ・ 市民への応急手当の普及と指導者の育成に努めるとともに、救急隊員においては継続的に救急救命士を養成し、救急資機材の強化などを行いながら、救急業務の高度化を図ります。
- ・ 感染症などのパンデミック時でも、消防業務を継続できるよう体制強化を図ります。

## (6) 防災・防犯対策

### ＜現状と問題点＞

- ・ 人口減少・高齢化・核家族化の影響で、空家が増えています。管理がされないものは倒壊など、大きな事故につながるおそれがあるため、利活用を含めた適切な対策が必要です。
- ・ ゲリラ豪雨による大規模な自然災害が多く発生しています。市民の生命と財産を守るため、水源かん養機能を保持し、土石流や地すべりなどの山地災害を防止する治山事業と、河川閉塞を防止するための治水事業を促進することが必要です。
- ・ 刑法犯の7割近くを占めるのが窃盗による被害です。被害件数は減少傾向にありますが、引き続き市民一人ひとりの防犯意識を高める取組を推進することが必要です。
- ・ 多重債務・悪質商法による被害や、訪問販売・通信販売などの契約トラブル、インターネットによる不当請求など、消費生活に関する問題が多様化・深刻化しています。このような消費者問題の解決に向けた取組が必要です。

### ＜その対策＞

- ・ 空家の管理と利活用について、市民の理解を深め、法律や条例および十日町市空家等対策計画に基づき、適切な管理を推進します。
- ・ 河川の安定および土石流の防止を図るため、積極的に砂防工事を促進します。また、治山・治水事業の推進を国・新潟県に働きかけます。
- ・ 防災行政無線やあんしんメールを活用して窃盗・特殊詐欺などの犯罪情報を発信し、市民一人ひとりの防犯意識を高めます。
- ・ 多重債務者ほか消費者問題の被害者を救済し、生活再建に導くため、消費生活相談や多重債務相談などに努めます。また、消費者協会などと連携を図り、消費生活センター相談員の専門性を高め、注意喚起とともに特殊詐欺事案の把握に努めます。

## (7) 住宅・公園等の整備

### ＜現状と問題点＞

- ・ 十日町市は合併前の旧市町村単位で、それぞれの居住・経済・観光の圏域があります。高齢化や若年層を中心とした人口流出が続くなか、地域活力の維持向上を図るため、各地域の特性や資源を効率的に活用したコンパクトなまちづくりが必要です。
- ・ 公営住宅については、単身者の入居条件の緩和や、長寿命化を図るための屋上防水や外壁塗装などの大規模改修を行ってきました。継続的に維持管理するため、人口減少などによる需要

の減少を見据え、建物本体や設備など、さまざまな長寿命化対策を計画的に進めることが必要です。

- ・ 中越大震災や長野県北部地震では、昭和 56 年以前の旧建築基準法で建築された住宅に多くの被害が発生しました。住宅耐震化は生命を守る基礎であることから、平成 17 年から木造住宅の耐震対策事業を実施しています。まだ多くの家屋で耐震診断や耐震改修が実施されていない状況にあるため、市民への周知を図り、耐震化を促進することが必要です。
- ・ 桂公園やナカゴグリーンパークなど各地域の公園・広場の充実や、博物館に隣接した緑の広場や児童センターめぐらんのしばふ広場など、市民の憩いの場や子どもの遊び場の整備に努めてきました。引き続き誰もが安全・安心に利用できるよう、公園・広場・緑道の整備を図るとともに、公園施設のバリアフリー化や老朽化対策を実施する必要があります。

### ＜その対策＞

- ・ 地域活力の維持向上を図るため、地域の核となる都市エリアを設定し、各地域の特性や良好な景観・観光資源を生かした効果的・効率的な土地利用のあり方を検討するなど、コンパクトなまちづくりを計画的に推進します。
- ・ 老朽化した公営住宅は、将来的な需要を想定したうえで大規模改修を推進し、既存施設を最大限利用して長寿命化を図ります。
- ・ 高齢者や障がい者の自立を促し、家族の介助にかかる負担を軽減するためのバリアフリー型住宅などの建設および改修を推進します。
- ・ 住宅の耐震診断、耐震改修に対する支援制度を継続するとともに、耐震化が促進するよう、行政・市民・民間が一体となって新たな方策の検討を進めます。
- ・ まちなか居住を促進するため、屋根雪処理の負担軽減や住宅取得などに対する支援を行います。
- ・ 憩いの場として誰もが利用できるよう、公園施設のバリアフリー化を推進します。
- ・ 日頃の安全・安心な利用はもちろん、災害時には適切に活用できるよう、公園施設の老朽化対策を実施します。

## (8) 雪対策

### ＜現状と問題点＞

- ・ 十日町市の住宅建設は屋根雪処理対策が最重要課題であり、克雪すまいづくり支援事業を継続的に実施したことで、近年建設される住宅のほとんどは克雪化されています。しかし、まだ住宅の約 4 割は雪下ろしが必要な住宅であり、雪下ろし作業に伴う事故が発生しています。引き続き克雪住宅の普及促進や雪下ろし作業時の安全対策を推進することが必要です。
- ・ 平成 29 年度に認定外道路除雪の補助要件の緩和を行うなど、雪処理に対する支援の充実を図ってきました。しかし、人口減少と高齢化が進むなか、自力での雪処理が困難となる高齢化集落や要援護世帯への対応が大きな課題となっています。集落安心づくり事業や要援護世帯除排雪援助事業などによる継続的な支援を実施するとともに、支援制度の拡充やほかの制度との統合など、総合的な対策の検討が必要です。

- ・ 冬期は除雪による堆雪に注意した歩行など、豪雪地帯特有の事情に対応した交通安全教育を幼児期から行うことが必要です。また、交差点付近の見通しを確保した除雪方法など、歩行者の安全・安心に配慮した歩道除雪に努めることも必要です。

#### ＜その対策＞

- ・ 克雪すまいづくり支援事業を継続して実施し、冬でも安心して暮らせる克雪住宅の普及促進に努めます。また、屋根の雪おろしに伴う墜落事故を防止するため、安全対策設備の設置を支援し、安全対策の普及促進に取り組みます。
- ・ 高齢者世帯の見守りや雪下ろし作業などは、地域・集落が安定して行えるよう地域克雪体制の確立を支援します。また、集落安心づくり事業や要援護世帯への支援などを継続的に行うとともに、支援制度の拡充やほかの制度と統合・効率化も検討し、冬でも安心して暮らせる集落の生活環境改善に努めます。
- ・ 冬期間の歩行者の安全・安心に配慮した歩道除雪の実施など、歩行者の意識啓発と安全確保を図ります。

#### 【計画】

| 区 分     | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容                                                                                 | 事業主体 | 備考 |
|---------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 生活環境の整備 | (1) 水道施設              | 上水道施設更新事業                                                                            | 十日町市 |    |
|         |                       | 簡易水道施設更新事業（構造物及び設備）                                                                  | 十日町市 |    |
|         |                       | 簡易水道施設更新事業（管路施設）                                                                     | 十日町市 |    |
|         |                       | 未普及地域解消事業                                                                            | 十日町市 |    |
|         | (2) 下水道施設             | 処理場改築事業                                                                              | 十日町市 |    |
|         |                       | 公共・特環処理場建設改良事業                                                                       | 十日町市 |    |
|         |                       | 特環ポンプ場建設改良事業                                                                         | 十日町市 |    |
|         |                       | 公共下水道浸水対策事業                                                                          | 十日町市 |    |
|         |                       | 公共下水道改築事業                                                                            | 十日町市 |    |
|         |                       | 公共下水道建設事業                                                                            | 十日町市 |    |
|         |                       | 特環公共下水道改築事業                                                                          | 十日町市 |    |
|         |                       | 特環公共下水道建設事業                                                                          | 十日町市 |    |
|         |                       | 特環公共下水道改築事業（農集統合）                                                                    | 十日町市 |    |
|         |                       | 公共管渠更新事業                                                                             | 十日町市 |    |
|         |                       | 特環管渠更新事業                                                                             | 十日町市 |    |
|         |                       | 農業集落排水建設事業                                                                           | 十日町市 |    |
|         |                       | 農集管路更新事業                                                                             | 十日町市 |    |
|         |                       | 農集処理場建設改良事業                                                                          | 十日町市 |    |
|         |                       | 浄化槽建設事業                                                                              | 十日町市 |    |
|         | (3) 廃棄物処理施設           | ごみ処理施設メンテナンス事業                                                                       | 十日町市 |    |
|         |                       | 管理型最終処分場建設事業                                                                         | 十日町市 |    |
|         |                       | 旧し尿処理施設解体事業                                                                          | 十日町市 |    |
|         |                       | し尿前処理施設改修事業                                                                          | 十日町市 |    |
|         |                       | 最終処分場大型機械整備事業                                                                        | 十日町市 |    |
|         |                       | 最終処分場除雪機械整備事業                                                                        | 十日町市 |    |
|         | (5) 消防施設              | 消防施設整備事業（通信指令設備改修）                                                                   | 十日町市 |    |
|         |                       | 消防施設整備事業                                                                             | 十日町市 |    |
|         | (6) 公営住宅              | 市営住宅改修事業                                                                             | 十日町市 |    |
|         | (7) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 | 消費者生活相談所設置事業<br>内 容：十日町市消費生活センターの設置<br>必要性：架空請求や悪質な訪問販売などについて専門相談所を設置し市民の安心安全の生活を守る。 | 十日町市 |    |
|         |                       | 多重債務相談事業<br>内 容：弁護士による多重債務相談を実施<br>必要性：多重債務者の立ち直りを支援することで、生活での安心感を提供する。              | 十日町市 |    |

|  |         |                                                                                                                     |      |  |
|--|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--|
|  |         | 市民法律相談所設置事業<br>内 容：新潟県弁護士会の協力のもと無料で法律相談を実施<br>必要性：法律の視点からトラブルの解決法を市民伝えることで生活での安心感を提供する                              | 十日町市 |  |
|  |         | 自主防災組織育成支援事業<br>内 容：地域防災力の向上を目指し、自主防災組織の活動に対する支援などを実施する。<br>必要性：災害に強いまちづくりを推進するため、市民の防災意識の高揚と自主防災組織の強化を図る。          | 十日町市 |  |
|  |         | 空き家対策推進事業<br>内 容：関連する法や条例、計画に基づきながら除却を含む適切な管理と利活用など総合的な空き家対策を実施する。<br>必要性：適切な管理と利活用による空き家対策を推進し、市民の安全と良好な生活環境を維持する。 | 十日町市 |  |
|  |         | 冬期集落安全・安心確保対策事業<br>内 容：集落内生活道路の除雪、除雪困難世帯の除雪など<br>必要性：住民生活の安心・安全確保                                                   | 十日町市 |  |
|  |         | 集落安心づくり事業<br>内 容：集落内生活道路の除雪、日常の見守りなど<br>必要性：住民生活の安心・安全確保                                                            | 十日町市 |  |
|  |         | 要援護世帯除雪援助事業<br>内 容：自力では自宅の雪処理が困難な要援護世帯に対する除雪経費の一部補助<br>必要性：用援護世帯の冬期間の安全・安心な生活の確保                                    | 十日町市 |  |
|  |         | 雪処理助成事業<br>内 容：町内一斉除雪による雪の排雪運搬費補助<br>必要性：雪捨て場のない町内とある町内の負担格差の解消                                                     | 十日町市 |  |
|  | (8) その他 | 水資源保全対策事業                                                                                                           | 十日町市 |  |
|  |         | 河川改修事業                                                                                                              | 十日町市 |  |
|  |         | 信濃川親水化整備事業                                                                                                          | 十日町市 |  |
|  |         | 河川環境整備事業                                                                                                            | 十日町市 |  |
|  |         | 急傾斜地崩壊対策事業                                                                                                          | 十日町市 |  |
|  |         | 木造住宅耐震対策事業                                                                                                          | 十日町市 |  |
|  |         | 公園整備事業                                                                                                              | 十日町市 |  |
|  |         | 公園施設のバリアフリー化・老朽化対策事業                                                                                                | 十日町市 |  |
|  |         | まちづくり計画策定事業                                                                                                         | 十日町市 |  |
|  |         | 宅地耐震化推進事業                                                                                                           | 十日町市 |  |
|  |         | 地籍調査事業                                                                                                              | 十日町市 |  |
|  |         | 克雪すまいづくり支援事業                                                                                                        | 十日町市 |  |
|  |         | 屋根雪除雪安全対策事業                                                                                                         | 十日町市 |  |

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 子育て環境の確保

#### <現状と問題点>

- ・ 女性の社会進出による共働き家庭の増加や就業形態の多様化に対応するため、市内3か所目の病児・病後児保育施設を開所するなど、ニーズに応えた幼児教育・保育の充実を進めてきました。令和元年10月から幼児教育・保育が無償化されたことで、就学前児童に対する制度が大きく変わるなか、引き続きニーズに対応した幼児教育・保育の提供や人材確保に対する支援が必要です。
- ・ 令和2年4月の水沢保育園および千手保育園の民営化によって、第2次公立保育園の統廃合および民営化計画における公立4保育所の民営化が計画どおりに完了し、保育施設などの8割以上が私立の施設になりました。今後は定員の適正化を図りつつ、幼児教育・保育の充実に向けた私立保育施設などへの支援が引き続き求められています。
- ・ 子ども医療費助成の拡充、不妊に悩む夫婦への助成、妊産婦医療費助成などの経済的支援をはじめ、「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる総合相談体制の充実などを進めてきました。しかし、核家族化の進行や共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化など、子育てを取り巻く環境が変化するなかでは、子育て家庭の精神的・経済的な負担が高まりつつあり、子育て家庭の状況に応じた支援制度の充実が必要です。
- ・ 疾病の早期発見・適正受診につなげるため、産婦健診や産後ケア事業を新たに実施し、また、産科医療機関と連携した産後うつ予防や相談支援の取組を進めてきました。引き続き母子の健康管理、妊産婦健診や乳幼児健診の受診率向上のほか、個別相談や訪問などにより、母子保健の充実を図ることが必要です。
- ・ 親子間のふれあいや、子育て相談の場となる子育て支援センター「くるる」のリニューアル、児童センター「めぐらんど」および屋外広場のオープンなど、子どもの居場所や遊び場づくりを推進してきました。今後はさらに各施設のサービスの充実を図り、親子や子どもの居場所を確保することが必要です。
- ・ 地域全体で子どもと子育て家庭を支えるため、ファミリー・サポート・センター運営事業や地域子育て応援カード事業などに取り組んできました。市民や企業などと連携した子育てを応援する環境づくりが必要です。

#### <その対策>

- ・ 保育所での延長保育や休日保育、乳児保育、認定こども園での一時預かりなど多様化するニーズに応えるため、幼児教育・保育を充実します。
- ・ 病気または病気の回復期にあつて、保育が必要な子どもに対する病児・病後児保育を実施し、保護者が安心して育児と仕事を両立できるよう支援します。
- ・ 保護者の就業形態の多様化に対応するため、幼児期の教育・保育を一体的に行うことができる認定こども園の運営を支援します。
- ・ 公立保育所では、少子化の進行や施設の老朽化を考慮し、必要な施設整備や改善を行い、私立保育所、地域保育所および認定こども園と均衡を図りながら、定員の適正化を推進します。



- ・ 私立保育所および認定こども園の施設改修等に対して支援を行います。
- ・ 児童手当の支給や幼児教育・保育の無償化、0～2歳児の家庭に対する保育料の軽減など、子育て世帯の生活基盤の安定を図るための経済的支援を行います。また、子どもの健全な育成と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、引き続き子どもの医療費を助成します。
- ・ 不妊に悩む夫婦や流産を繰り返す妊婦に、特定不妊治療や不育症の治療費助成を行います。また、妊産婦および乳幼児健康診査の一層の充実を図り、適正受診と疾病の早期発見につなげます。
- ・ 保護者の就労などで留守家庭となる子どもに放課後の生活の場を提供するため、放課後児童クラブなどを整備・運営し、事業を充実します。
- ・ ファミリー・サポート・センターを活用して、子育ての手助けが必要な人と、手助けをしたい人との仲介を行い、市民相互で助け合う取組を支援します。
- ・ 地域子育て応援カード事業などを実施し、行政と地域が協力し、子育てを応援できる環境づくりを推進します。

## (2) 高齢者福祉の充実

### ＜現状と問題点＞

- ・ 高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者の割合も増えることが予想されます。高齢者一人ひとりのニーズや生活背景に応じた介護予防ケアマネジメントの実施により、高齢者の自立支援や介護予防に取り組む必要があります。
- ・ 市内では病院の病床数が減少傾向にあり、また施設入所者定員数にも限りがあります。医療・介護・福祉・保健の総合的なサービスの充実と、高齢者が在宅で自分らしい生活が営めるよう、地域で支える体制づくりが重要です。
- ・ 高齢者を地域（在宅）で支えるための連携拠点として、十日町市医療福祉総合センターを令和2年に開設しました。また、地域住民が主体となるサービス提供体制を整備しました。今後、高齢者の在宅での暮らしを支えるため、医療と介護の連携に向けた仕組みづくりが求められています。
- ・ 認知症は問題行動が目立ち始めてから相談や受診するケースが多くあります。認知症の理解および介護者へのサポート不足が高齢者虐待に発展した事例もあります。重度化を防止するため、認知症に関する啓発や家族への支援が必要です。
- ・ 高齢により介護を必要とする人がいる一方、元気に地域活動や会社勤め、農業に従事している高齢者も多くいます。高齢者がこれまで培ってきた技術を生かし、活躍できる環境づくりが必要です。
- ・ 十日町市の高齢者人口（65歳以上）は、令和2年（2020年）にピークとなり、また75歳以上人口は、令和12年（2030年）にピークを迎えることが予想されます。このことから、医療や介護の需要が一層増加することが見込まれるため、地域包括ケアシステムを構築することが必要です。

### ＜その対策＞

- ・ 高齢者が元気で活動的な生活を続けられるよう、介護予防の情報提供、運動教室や通いの場などの充実を図り、地域における介護予防の取組を推進します。

- ・ 医療・介護の専門職から助言を受け、高齢者の自立促進や重度化防止に向けた効果的な介護予防ケアマネジメントを推進します。
- ・ 医療と介護を必要とする高齢者に対して、サービスが一体的に提供できるよう、医療福祉総合センターを拠点に医療・介護関係者間の連携体制の構築や人材育成などを推進します。また、講演会などの開催により在宅医療・介護に対する市民意識の啓発を推進します。
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組み、健康寿命の延伸を図ります。
- ・ 高齢者が住み慣れた環境で日常生活を送れるよう、地域で支え合う生活支援体制を構築するとともに、地域での提供が可能な総合事業などのサービスの充実を図ります。
- ・ 認知症予防の取組を充実させるとともに、早期発見・早期対応に向けて医療・介護・福祉の関係機関による連携体制を構築し、重度化防止に取り組みます。
- ・ 相談窓口の充実や通いの場を確保するとともに、認知症に対する正しい知識を啓発し、地域で支え合う体制を構築します。
- ・ 在宅介護において、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、小規模多機能型居宅介護事業所や認知症グループホームなどの居宅サービスの充実を図ります。
- ・ 高齢者がシルバー人材センターや老人クラブなどにおいて、これまで培った経験や知識を生かし、住み慣れた地域で活躍できる環境づくりを推進します。また、地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、世代を超えて、地域で助け合いながら共存できる環境づくりを推進します。
- ・ 高齢者福祉および地域医療の充実のため、地域包括ケアシステムの充実を図り、一体的なサービスの提供を推進します。
- ・ 新潟大学寄附講座と連携し、市民の健康状態や生活の満足度、地域の医療体制・訪問看護体制などの現状を把握します。また、山間地や高齢化集落に対しても、持続可能なサービスを提供できるよう、訪問看護ステーションを開設するなど「出向くケアと医療」の仕組みを構築します。

### (3) 障がい者福祉の充実

#### ＜現状と問題点＞

- ・ 第3次十日町市地域福祉計画に掲げる地域共生社会の実現に向け、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指し、自立した日常生活・社会生活を営めるよう、就労継続支援A型・B型、一般就労など障がい者の特性を生かした就労支援を推進するとともに、作業工賃の水準を引き上げることが必要です。
- ・ 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を目指し、就労支援事業所などと連携しながら、障がい者の希望や能力を生かした就労支援を推進することが必要です。
- ・ 障がい者のさまざまな相談や適切な福祉サービス利用を支援するため、2つの障がい者相談支援センターと基幹相談支援センターの機能強化を図り、相談支援体制を充実することが必要です。
- ・ 市内に精神科入院病棟がなくなり、社会的入院患者を地域で受け入れる体制づくりが求められています。地域で安心して暮らせるよう環境整備の支援が必要です。

## ＜その対策＞

- ・ 障がい者雇用を推進するため、ハローワークなどの関係機関と情報共有するとともに、事業主の協力を得ながら障がい者の就労の場の確保に努めます。
- ・ 障がい者が社会参加しやすい環境づくりのため、交通費助成を継続するとともに、福祉有償運送の普及拡大に努めます。
- ・ 障がい者が生きがいを持って生活できるよう、文化・スポーツ活動などへの支援やバリアフリーのまちづくりを推進し、障がい者が住みよいまちづくりに努めます。
- ・ 障がい者の生活支援とともに、重度・重複障がい児（者）家族などの負担が軽減されるよう、医療費助成や在宅サービスの充実を図ります。
- ・ 年々増加、多様化する相談ニーズに対応し、個人ごとに必要な情報の提供や助言を行うため、相談員の確保や資質向上などの相談支援体制・訪問活動の充実に努めます。
- ・ 入所施設や病院で長期入所・入院していた人や在宅生活が困難になった人が安心して地域で暮らせるよう、グループホームの整備を支援し、地域生活への移行を促進します。

## 【計画】

| 区 分                         | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容                                                                         | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1) 児童福祉施設        | 公立保育所施設整備事業                                                                  | 十日町市 |    |
|                             |                   | 私立保育所施設整備支援事業                                                                | 十日町市 |    |
|                             |                   | 私立保育所施設改修支援事業                                                                | 十日町市 |    |
|                             |                   | 地域保育所施設整備事業                                                                  | 十日町市 |    |
|                             |                   | 児童通園バス整備事業                                                                   | 十日町市 |    |
|                             |                   | 公立保育所民営化推進事業                                                                 | 十日町市 |    |
|                             | (2) 認定こども園        | 認定こども園施設整備支援事業                                                               | 十日町市 |    |
|                             |                   | 認定こども園施設改修支援事業                                                               | 十日町市 |    |
|                             | (3) 高齢者福祉施設       | 養護老人ホーム妻有荘改築事業                                                               | 十日町市 |    |
|                             |                   | 介護基盤整備助成事業                                                                   | 十日町市 |    |
|                             |                   | ひだまりプール施設整備事業                                                                | 十日町市 |    |
|                             | (5) 障がい者福祉施設      | グループホーム整備費助成事業                                                               | 十日町市 |    |
|                             |                   | 障がい者就労継続支援A型事業所整備費補助事業                                                       | 十日町市 |    |
|                             |                   | 障がい者入所施設なかまの家新築事業                                                            | 十日町市 |    |
|                             | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 | 公立保育所特別保育推進事業<br>内 容：延長保育や未満児保育などを実施<br>必要性：保護者の育児と仕事の両立支援ほか                 | 十日町市 |    |
|                             |                   | 児童通園委託事業<br>内 容：NPO、民間会社に対する通園バスの運行管理委託<br>必要性：園児の通園手段確保、児童・保護者の負担軽減         | 十日町市 |    |
|                             |                   | 特別保育助成事業<br>内 容：私立保育所等が行う特別保育事業に対する助成<br>必要性：保護者の育児と仕事の両立支援ほか                | 十日町市 |    |
|                             |                   | 地域子育て支援センター運営事業<br>内 容：子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、講習などの実施<br>必要性：子育て支援及び親の育児力向上 | 十日町市 |    |
|                             |                   | ファミリーサポートセンター運営事業<br>内 容：子育てを市民相互で助け合う組織を運営<br>必要性：保護者の育児と仕事の両立支援            | 十日町市 |    |
|                             |                   | 家庭相談員活動事業<br>内 容：子どもの相談・支援等を行う家庭相談員の活動費<br>必要性：児童虐待の早期発見・対応の体制確保             | 十日町市 |    |
|                             |                   | 妊娠・出産包括支援事業<br>内 容：日帰り又は宿泊により育児相談等を実施<br>必要性：産後うつ予防など出産後の育児支援                | 十日町市 |    |
|                             |                   | 病児・病後児保育事業<br>内 容：病気回復期等の子どもを施設で一時的に保育                                       | 十日町市 |    |

|  |  |                                                                                                   |      |  |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--|
|  |  | 必要性：保護者の育児と仕事の両立支援ほか                                                                              |      |  |
|  |  | 放課後児童健全育成事業<br>内 容：留守家庭となる小学生に居場所を提供<br>必要性：保護者の育児と仕事の両立支援ほか                                      | 十日町市 |  |
|  |  | 地域子育て応援カード事業<br>内 容：多子世帯等にカードを発行し、協賛店がカード提示者に対して独自サービスを提供<br>必要性：地域全体で子育てを応援する機運の醸成               | 十日町市 |  |
|  |  | 子ども医療費助成事業<br>内 容：子どもの入通院に要する医療費を助成<br>必要性：保護者の経済的負担の軽減ほか                                         | 十日町市 |  |
|  |  | 認定こども園運営支援事業<br>内 容：認定こども園に対し運営に係る特定経費の一部を補助するもの<br>必要性：保育士の確保等                                   | 十日町市 |  |
|  |  | 私立保育所運営支援事業<br>内 容：私立保育所に対し運営に係る特定経費の一部を補助するもの<br>必要性：保育士の確保等                                     | 十日町市 |  |
|  |  | 計画相談事業<br>内 容：障がい福祉サービスを利用するため、サービス等利用計画を作成する相談事業所の運営補助<br>必要性：福祉サービス継続のため必須事項で、地域福祉担い手育成の観点からも必要 | 十日町市 |  |
|  |  | 高齢者等緊急通報システム貸与事業<br>内 容：単身老人世帯等の急病や緊急時に、ごく簡単な操作により自動的にコールセンターへ通報することができる装置を貸与する。<br>必要性：高齢者世帯の見守り | 十日町市 |  |
|  |  | たっしやで100事業<br>内 容：高齢者が健康増進活動や趣味活動に参加した時にポイントを付与し、ポイントに応じて生活用品等又は温泉入浴券と交換できる<br>必要性：高齢者の介護予防、健康増進  | 十日町市 |  |
|  |  | 生きがい対応型デイサービス事業<br>内 容：一人暮らし高齢者等を対象に、施設において介護予防サービス等を提供する<br>必要性：高齢者の介護予防、健康増進                    | 十日町市 |  |
|  |  | 外出支援サービス事業<br>内 容：外出困難な高齢者に対する交通費助成<br>必要性：在宅介護の負担軽減                                              | 十日町市 |  |
|  |  | 紙おむつ等購入費支給事業<br>内 容：紙おむつ等の購入費の一部助成<br>必要性：在宅介護の負担軽減                                               | 十日町市 |  |
|  |  | 重度障がい者交通費助成事業<br>内 容：重度心身障がい者への通院・通所費の助成<br>必要性：重度心身障がい者の安心な在宅生活の確保                               | 十日町市 |  |
|  |  | 重度心身障がい児者介護手当支給事業<br>内 容：在宅介護をしている介護者に対する手当支給<br>必要性：在宅介護の負担軽減                                    | 十日町市 |  |
|  |  | 高齢者・障がい者安心サービス事業<br>内 容：高齢者等への在宅福祉サービス提供事業者へ補助金を交付<br>必要性：高齢者等の安心な在宅生活の確保                         | 十日町市 |  |
|  |  | 精神障がい者医療費等助成事業<br>内 容：精神障がい者に対する医療費等の助成<br>必要性：精神障がい者の福祉の向上                                       | 十日町市 |  |
|  |  | 寝たきり老人等介護手当支給事業<br>内 容：在宅介護をしている介護者に対する手当支給<br>必要性：在宅介護の負担軽減                                      | 十日町市 |  |
|  |  | 十日町地域シルバー人材センター助成事業<br>内 容：高齢者が加入しているシルバー人材センターに補助金を交付する。<br>必要性：退職後の高齢者が参加できる団体の支援               | 十日町市 |  |
|  |  | 老人クラブ助成事業<br>内 容：地域で活動する老人クラブに対し助成金を交付する。<br>必要性：高齢者の介護予防、地域の見守りに老人クラブの存続が必要。                     | 十日町市 |  |

|  |         |                                                                    |      |  |
|--|---------|--------------------------------------------------------------------|------|--|
|  |         | 障がい者就労支援事業<br>内 容：市業務の授産施設発注<br>必要性：工賃収入を下支えし、自立生活の一助とする。          | 十日町市 |  |
|  |         | 地域生活支援事業<br>内 容：障がい者に対する相談支援事業等<br>必要性：障がい者の地域生活を支える事業             | 十日町市 |  |
|  |         | 心身障がい者通所補助事業<br>内 容：授産施設への通所交通費補助<br>必要性：障がい者の社会参加支援に必要            | 十日町市 |  |
|  |         | 妊産婦医療費助成事業<br>内 容：妊産婦に対する医療費の助成<br>必要性：母子保健の増進と福祉の向上               | 十日町市 |  |
|  |         | 不妊・不育治療費助成事業<br>内 容：不妊治療・不育に係る治療費に対する助成<br>必要性：妊娠・出産への経済的及び精神的負担軽減 | 十日町市 |  |
|  |         | 少子化対策基金積立・取崩<br>内 容：少子化対策基金の積立・取崩<br>必要性：少子化対策事業の安定且つ継続実施          | 十日町市 |  |
|  | (9) その他 | 高齢者・障がい者向け安心住まいの整備事業                                               | 十日町市 |  |
|  |         | 放課後児童クラブ整備事業                                                       | 十日町市 |  |

---

## 8 医療の確保

---

### ＜現状と問題点＞

- ・ 十日町市の人口 10 万人当たりの医師数は、111.9 人（新潟県平均 210.5 人）、看護職員数は 1,023.9 人（新潟県平均 1,160.1 人）という状況（平成 30 年 12 月 31 日現在）にあります。
- ・ 平成 27 年 6 月に魚沼基幹病院が開院し、魚沼圏域の三次救急および高度急性期の機能が確保され、新潟県立病院や診療所との役割分担により、圏域内で完結できる医療体制が整いました。しかし、地域医療の充実のためには、医療従事者のさらなる確保・定着が必要なことから、十日町市独自の支援事業により、診療所の新規開業や後継につなげたほか、地元出身医師への働きかけにより、医師 3 名を確保するなど、医療体制の維持に一定の成果をあげました。
- ・ 医療と福祉の連携拠点として、令和 2 年に医療福祉総合センターを開設しました。この医療福祉総合センターには、新潟県立十日町看護専門学校が併設されるとともに、休日一次救急診療センターなどの診療所の役割を担える機能を有しています。
- ・ 新潟県立十日町病院は、平成 28 年 5 月の部分開院を経て、令和 2 年 9 月に新病棟も含めて、全棟開院しました。一方で、市内の病院が診療所に移行するなど病床数は減少傾向にあります。新潟県立松代病院においては地域の人口減少に伴い、入院・通院患者が減少しており、山間地における医療体制の確保・存続に向けた取組が必要です。
- ・ 地域の精神科入院病棟の閉鎖により、市民には強い不安があるため、緊急時に対応できる病院機能の確保が求められています。
- ・ 新型コロナウイルスなどの感染症が国内外で発生し、社会生活に大きな影響を与えています。このような状況に対応できる危機管理体制の構築と医療提供体制の整備が必要です。

### ＜その対策＞

- ・ 医師確保策として、市内病院で勤務する若手医師の研究資金貸与や医学生の研修支援などを継続的に実施します。また、看護職員などの確保策として、修学生の資金貸与や市内の就業者の支援などを実施します。
- ・ 新潟県立十日町看護専門学校の学生確保のため、学生の支援を実施するとともに、学校との連携を推進します。
- ・ 医療施設整備等支援事業を活用し、市内で新たに開業する医師、市内診療所を後継する医師および既に開業している医師への支援に努めます。
- ・ 医療機関や医師会、薬剤師会などの協力を得ながら、休日一次救急診療センターを運営するとともに、通常の診療時間に適正な診療科で受診する適正受診の啓発を行います。
- ・ 「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神医療の理念を踏まえ、圏域外の医療機関とも連携し、在宅医療を支える仕組みを構築するなど、継続して診療が受けられる医療体制を整備します。
- ・ 災害時や新たな感染症に対応するため、医療機関や医師会との連携を強化し、緊急時の医療体制維持に努めます。

【計画】

| 区 分   | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容                                                                                   | 事業主体 | 備考 |
|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 医療の確保 | (1) 診療施設              | 医療施設整備等支援事業                                                                            | 十日町市 |    |
|       |                       | 川西診療所建設事業                                                                              | 十日町市 |    |
|       | (3) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 | 24 時間電話健康相談事業<br>内 容：24 時間電話健康相談の委託<br>必要性：休日夜間の診療体制等の整備                               | 十日町市 |    |
|       |                       | 医師研究資金貸与事業<br>内 容：若手医師に対する研究資金の貸与<br>必要性：十日町市内の医療の充実                                   | 十日町市 |    |
|       |                       | 看護・介護職員就業支度金支給支援事業<br>内 容：看護職員、介護職員に就業支度金を支給する事業者<br>への補助金<br>必要性：不足する市内の看護職員及び介護職員の確保 | 十日町市 |    |
|       |                       | 寄附講座開設事業<br>内 容：新潟大学医学部への寄附講座開設負担金<br>必要性：「出向くケアと医療」の仕組みの構築                            | 十日町市 |    |
|       |                       | 医療施設整備等支援事業<br>内 容：開業医向けの支援策<br>必要性：地域医療の充実に向けた医師確保策                                   | 十日町市 |    |
|       |                       | 周産期医療継続支援事業<br>内 容：分娩に係る医師等の雇用、派遣に係る経費の支援<br>必要性：周産期医療の維持                              | 十日町市 |    |

---

## 9 教育の振興

---

### (1) 学校教育の充実

#### <現状と問題点>

- ・ 十日町市内小中学校の児童生徒の学力は、向上へ一定の成果が見られるものの、各種調査では全国と比べて同程度か、やや下回る状況が続いています。児童生徒が新学習指導要領で求める学力を確実に身に付けることができるよう、教員の指導力・授業力の向上を図る必要があります。また、ICTを活用した学習について、教員の指導力の向上や、機器の整備に努める必要があります。
- ・ 新たに設置した「教育相談センター」の成果もあり、不登校については中学校では過去5年間で減少傾向にあります。しかし、小学校では微増する状況が見られ、いじめについては認知件数が年々増加しています。これらを減少させるため、教員の指導力向上や児童生徒への日常のかつ継続的な指導が必要です。
- ・ 特別支援教育については、特別支援学校・学級に在籍する児童生徒や、集団行動への不適応や個別の支援が必要な児童生徒の割合が年々増加傾向にあります。受入のための人的支援とともに、学校側の見識を高めることや指導力の向上がより一層求められています。
- ・ 「ふるさと信濃川教室」の取組や十日町市の伝統産業である、きものなどの学習により、十日町市の自然環境や産業についての興味、関心が高まりました。今後は、ふるさと十日町市を学ぶ教育活動の充実と、各校が実施するキャリア教育と連携した取組を推進する必要があります。
- ・ 「大地の芸術祭」を教材として活用し、海外の来訪者とのコミュニケーション能力を意識した英語教育を進めてきました。また、外国語科・外国語活動への対応や、英語学習に意欲的に取り組む児童生徒の育成を進めてきました。これらの取組を今後も継続していくことが必要です。
- ・ 児童生徒の心と体の健康のため、体力の向上や食育の推進に取り組んできました。その結果、学校給食における地元農産物の使用割合は新潟県内トップになりました。引き続き地元食材の魅力をより一層理解し活用するとともに、望ましい食習慣の定着を推進することが必要です。

#### <その対策>

- ・ 中学校区において、小学校と中学校が中1ギャップを乗り越える連続・連携した教育活動を展開し、学力向上の取組や不登校・いじめなどへの対応の充実を図ります。また、各中学校区内での児童生徒の交流活動などを積極的に行い、自己有用感を高め、コミュニケーション能力を身に付け・高めるなどの社会性を育みます。
- ・ 指導主事などによる学校訪問指導や、優れた指導力をもつ教員による授業研修会などを行い、教職員の指導力・授業力の向上を図ります。また、ICTを活用した授業の研究と整備を進め、教職員の指導・授業を支援します。



- ・ コミュニティ・スクールの取組を推進し、小中一貫教育や、学校・家庭・地域が一体となって取り組む特色ある学校づくりを充実します。
- ・ 「ふるさと教材」や大地の芸術祭など地域資源を活用した教育を推進します。また、「まちの産業発見塾」や中学校職場体験活動通じ、キャリア教育の充実を図ります。
- ・ 小中学校での英語教育を一層推進するため、外国語指導助手（ＡＬＴ）による授業支援や、研修の機会の提供と内容の充実など、学校サポート体制を強化します。
- ・ 学校給食を通じて食に関心をもつ子どもを育てるとともに、地産地消を推進します。また、安全・安心な学校給食を提供するため、給食施設の老朽化の解消と高い衛生管理による施設運営を図ります。
- ・ 教育委員会などと連携し、子どもにも理解しやすい人権啓発紙を作成・配布し、学習現場での活用を通して人権教育を推進します。

## (2) 社会教育、生涯学習の充実

### ＜現状と問題点＞

- ・ 公民館が各地域に設置されてから 70 年以上が経過しました。昭和から平成にかけて、公民館での活動分野が、社会教育から生涯学習に広範囲となるなかでも、市民に対する講座・教室などの学習支援を公民館で取り組んできました。しかし、高等教育機関への進学率が 8 割を超える状況となるなかで、市民ニーズは多様化・高度化しさまざまな専門分野からの学習支援が必要になってきています。加えて公民館利用者の固定化、高齢化が顕著となり、若者や一般成人の利用減少が長年の課題となっています。
- ・ 広範囲な生涯学習事業については、地域住民が必要とする事業を住民主体で考え、地域おこし協力隊や地域支援員などと連携・協力し、福祉・介護・防災・環境などの分野を実践し、学習することが望まれます。これからの社会教育・公民館活動は文化・芸術分野や青少年の健全育成、家庭教育支援に重点を置くことが必要です。
- ・ これからの生涯学習は、地域住民の理解と協力を得ながら、住民主体の組織活動のなかで市民による学びの場を広げる必要があります。教育施設であるがゆえの利用制限を緩和し、多くの地域住民が利活用出来る施設へと変化させるとともに、受益者負担の検討を行う必要があります。
- ・ 「スポーツ健康都市宣言」に基づき、「誰でも」・「いつでも」・「どこでも」広くスポーツに親しめるよう、ソフトバレーやグラウンドゴルフなどニュースポーツの推進や、ボッチャなど障がい者が参加できるスポーツの掘り起こし・普及に取り組んできました。引き続き日常生活の一環として浸透させるため、運動に親しむ機会を一層充実させることが必要です。
- ・ 競技スポーツでは、専門的な指導者が不足しています。そのため、指導者を育成し、競技の普及や競技力向上を図ることが必要です。
- ・ 十日町市には「クロアチアピッチ」や、全日本女子レスリングチーム拠点合宿施設「桜花レスリング道場」、国際スキー連盟公認施設「吉田クロスカントリー競技場」など、全国に誇れる施設があります。これらを活用し、国際・全国規模の大会やスポーツキャンプが実施されており、今後も市民や子どもたちに夢と希望を与え、スポーツを愛し、競技に打ち込むなど、心身の健全な育成の機会となるような大会やスポーツキャンプの誘致などに取り組む必要があります。

- ・ 官民一体となったプロジェクトチームにより、クロアチア共和国ホストタウン事業を進め、クロアチアカップサッカーフェスティバルの開催や選手団のキャンプなどの受け入れをはじめ、文化・経済の分野においても児童や生徒などを中心とした市民との交流を深めてきました。今後も交流を継続し、スポーツ等を活用した国際交流や地域活性化を図ることが必要です。

### ＜その対策＞

- ・ 地域自治組織などが柱となって実施している交流や学びの場づくりのほか、地域おこし協力隊・地域支援員と連携して地域課題の解決を図る取組を支援します。
- ・ 子どもたちの豊かな人間性や自主性を育て、郷土への愛着心と誇りを醸成するため、公民館や「森の学校」キョロロなどで、地域資源と人材を活用し、自然・生活・社会体験事業を実施します。
- ・ 各家庭での子どもの発達段階に応じた、家読や食育などの教育が適切に実施されるよう、関係機関と連携し取組を推進します。
- ・ 公民館での学習情報の提供と生涯学習相談体制の充実を図るとともに、十日町情報館の図書館機能や情報受発信機能、市民からの照会対応などの業務により、市民の学習・調査活動を支援します。
- ・ 幼少期から運動やスポーツを習慣化させ、生涯スポーツへとつながるように、子どもが体を動かす楽しさや喜びを感じることができる機会を提供します。また、障がい者が、スポーツサークルやスポーツ教室に参加できるよう、身近な地域で気軽にスポーツを楽しめる機会を創出します。
- ・ 全国に誇れるスポーツ施設を生かし、国際・全国規模の大会やプロスポーツ大会、スポーツキャンプを開催・誘致することで、既存施設の活用促進と、交流人口増加による地域経済の活性化を図ります。

## (3) 教育施設の整備

### ＜現状と問題点＞

- ・ 市内には建築後 30 年以上が経過し、老朽化が著しい教育施設が多くあるため、大規模な改修や修繕を計画的に進める必要があります。
- ・ G I G A スクール構想による児童生徒 1 人 1 台のタブレット端末や高速通信環境などの整備のほか、教職員の業務の効率化を図るため、校務支援システムの更新など学校の I C T 化を進めてきました。今後は、この I C T 環境を十分活用するための取組が必要です。
- ・ 少子化と過疎化の進行により、児童生徒数が減少する見込みであることから、令和元年度に第 2 次学区適正化に関する方針を策定しました。地域の実情に応じた学校規模の適正化を推進するため、地域との話し合いを進める必要があります。
- ・ 教育施設の管理上の課題として、活用施設について長期の利用を可能とする改修を図る必要がある一方、活用が見込めない遊休施設については、計画的な除却が必要です。

### ＜その対策＞

- ・ 教育環境の維持向上を図るため、「十日町市学校施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した学校施設・設備を改修します。
- ・ 教育環境の快適性を高めるため、トイレ・照明設備の改修、特別教室のエアコン設置、新 JIS 規格の机・いすの整備を順次行います。
- ・ スクールバスの安全な運行のため、計画的に車両を更新します。
- ・ 児童生徒全員が 1 人 1 台のタブレット端末を活用できる教育環境を構築し、学習場面に応じて ICT を活用した様々な学びを実践できるようにするとともに、既存のコンピュータ関係機器を計画的に整備・更新します。
- ・ 学校規模の適正化を図るため、保護者や住民への説明や意見交換を重ね、住民合意を得たうえで学校統廃合を推進します。
- ・ 閉校施設の活用について、市全体の課題として検討し、活用の見込みのない施設については、計画的な除却を推進します。

## (4) 社会教育施設等の整備

### ＜現状と問題点＞

- ・ 各施設は耐震化や老朽化が課題となっています。現代の学びのスタイルに対応し、市民が生涯にわたって学習を続ける社会環境を実現するため、学習機器などの整備が必要です。
- ・ 地域自治組織の拠点となる、コミュニティセンターの改築や公民館の耐震化工事などを進めてきました。引き続き施設の改修などを計画的に進めることが必要です。

### ＜その対策＞

- ・ 施設の耐震化や修繕を計画的に進め、安全で快適な学習環境を提供します。また、学習設備や備品の整備・充実を推進します。
- ・ 競技人口やニーズの変化に対応したスポーツ施設の整備や長寿命化、適正配置など効率的な管理運営を行います。
- ・ 地域自治組織の活動拠点となる施設について、必要な整備・改修を進めます。

### 【計画】

| 区 分   | 事業名<br>(施設名) | 事業内容          | 事業主体 | 備考 |
|-------|--------------|---------------|------|----|
| 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 | 小学校施設整備事業     | 十日町市 |    |
|       |              | 中学校施設整備事業     | 十日町市 |    |
|       |              | 小学校施設長寿命化改修事業 | 十日町市 |    |
|       |              | 中学校施設長寿命化改修事業 | 十日町市 |    |
|       |              | 教員住宅改修・解体事業   | 十日町市 |    |
|       |              | スクールバス購入事業    | 十日町市 |    |
|       |              | 学校給食施設改修事業    | 十日町市 |    |
|       |              | 学校給食配送車購入事業   | 十日町市 |    |
|       |              | 小学校施設解体事業     | 十日町市 |    |
|       |              | 小学校コンピュータ導入事業 | 十日町市 |    |
|       |              | 中学校コンピュータ導入事業 | 十日町市 |    |
|       |              | 小学校教育環境整備事業   | 十日町市 |    |
|       |              | 中学校教育環境整備事業   | 十日町市 |    |

|  |                   |                                                                                                             |      |  |
|--|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--|
|  | (3) 集会施設、体育施設等    | 川西公民館施設改修事業                                                                                                 | 十日町市 |  |
|  |                   | 水沢公民館施設改修事業                                                                                                 | 十日町市 |  |
|  |                   | 公民館耐震化事業                                                                                                    | 十日町市 |  |
|  |                   | 公民館施設改修事業                                                                                                   | 十日町市 |  |
|  |                   | 社会教育施設解体事業                                                                                                  | 十日町市 |  |
|  |                   | 集会施設整備事業                                                                                                    | 十日町市 |  |
|  |                   | 自治総合センターコミュニティ助成事業                                                                                          | 十日町市 |  |
|  |                   | 体育施設整備事業                                                                                                    | 十日町市 |  |
|  |                   | 十日町市武道館改修事業                                                                                                 | 十日町市 |  |
|  |                   | スポーツ施設廃止事業                                                                                                  | 十日町市 |  |
|  |                   | 当間多目的グラウンド改修事業                                                                                              | 十日町市 |  |
|  |                   | 吉田クロスカントリー競技場改修事業                                                                                           | 十日町市 |  |
|  |                   | 総合公園野球場改修事業                                                                                                 | 十日町市 |  |
|  |                   | 陸上競技場改修事業                                                                                                   | 十日町市 |  |
|  |                   | 体育施設改修事業                                                                                                    | 十日町市 |  |
|  |                   | 十日町情報館改修事業                                                                                                  | 十日町市 |  |
|  | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | 教育相談センター運営事業<br>内 容：教育相談センターの運営<br>必要性：不登校児童生徒の受け入れや、きめ細やかな相談業務を実施するため。                                     | 十日町市 |  |
|  |                   | 別室登校支援員設置事業<br>内 容：校内適応指導教室に支援員を設置<br>必要性：学校内の別室へ通学することで、普通教室に通えない生徒が復帰するためのステップとするため。                      | 十日町市 |  |
|  |                   | 不登校対策推進事業<br>内 容：SSW(スクールソーシャルワーカー)の配置<br>必要性：困難ケースへの対応に対し、専門的知識を有した方から対応してもらうため。                           | 十日町市 |  |
|  |                   | 個別支援教育支援員設置事業<br>内 容：通常学級に対し教育支援員を配置<br>必要性：通常学級における個別的配慮を要する児童生徒に支援員を配置し教室内の安定化を図るため                       | 十日町市 |  |
|  |                   | 教育支援員設置事業<br>内 容：特別支援学級に教育支援員を配置<br>必要性：配慮が必要な児童生徒が多い特別支援学級の経営安定化を図るため。                                     | 十日町市 |  |
|  |                   | 外国語指導助手設置事業<br>内 容：外国語指導助手(ALT)による授業支援<br>必要性：ネイティブの英語に触れることで英語に関心を持つ児童生徒を増やすため。                            | 十日町市 |  |
|  |                   | 小中一貫教育推進事業<br>内 容：小中一貫教育連絡協議会の開催等<br>必要性：小学校と中学校が中1ギャップを乗り越える連続・連携した教育活動を展開し、学力向上の取組や不登校・いじめなどへの対応の充実を図るため。 | 十日町市 |  |
|  |                   | 特別支援教育推進事業<br>内 容：特別な支援が必要な児童生徒への相談や、特別支援教育を担当する教職員への研修等<br>必要性：年々増加傾向にある特別な支援が必要な児童生徒への早期対応が求められているため      | 十日町市 |  |
|  |                   | 指導力向上等推進事業<br>内 容：非常勤指導主事による研修等<br>必要性：児童生徒が新学習指導要領で求める学力を確実に身に付けることができるよう教員の指導力・授業力の向上を図るため。               | 十日町市 |  |
|  |                   | ふるさと教育推進事業<br>内 容：ふるさと教材の作成等<br>必要性：ふるさと十日町市を学ぶ教育活動を充実させるため                                                 | 十日町市 |  |
|  |                   | 英語教育推進事業<br>内 容：非常勤指導主事による教員研修等<br>必要性：外国語科・外国語活動への対応や、英語学習に意欲的に取り組む児童生徒の育成のため。                             | 十日町市 |  |
|  |                   | 学校給食地産地消推進事業<br>内 容：地産地消運営委員会の開催等<br>必要性：地元食材の魅力をより一層理解することで食育への理解を促進させるため。                                 | 十日町市 |  |

|  |                                                                                           |      |  |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------|------|--|
|  | コミュニティ・スクール推進事業<br>内 容：各学校への地域コーディネーターの配置等<br>必要性：学校・家庭・地域が一体となって取り組む特色ある学校づくりを推進するため。    | 十日町市 |  |
|  | キャリア教育推進事業<br>内 容：キャリアパスポートファイルの作成等<br>必要性：キャリア教育と連携した取組を推進するため。                          | 十日町市 |  |
|  | 遠距離通学児童生徒支援事業<br>内 容：スクールバスの運行<br>必要性：遠距離通学に伴う家庭への負担軽減                                    | 十日町市 |  |
|  | 学区再編記念事業<br>内 容：閉校となる学校の児童生徒、地域への支援<br>必要性：学区適正化の推進                                       | 十日町市 |  |
|  | 森の学校 キョロロ企画展開催事業<br>内 容：企画展の開催<br>必要性：展示更新による博物館機能の持続性確保                                  | 十日町市 |  |
|  | 森の学校キョロロ 自然環境教育事業<br>内 容：自然環境に係る教育的体験型イベント実施<br>必要性：自然環境教育需要への対応                          | 十日町市 |  |
|  | 生涯学習推進事業<br>内 容：平和教育の推進等<br>必要性：核兵器廃絶平和都市宣言を行った市として、市民の平和を希求する心を育む。                       | 十日町市 |  |
|  | 生涯学習事業<br>内 容：地域住民を対象とした社会教育事業<br>必要性：幼少年から高齢者まで、各年代に応じた様々な学習の機会を提供する。                    | 十日町市 |  |
|  | 学校・家庭・地域の連携促進事業<br>内 容：学校・家庭・地域連携の家庭教育推進<br>必要性：家庭を取り巻く環境の変化を考慮した安心した子育て・家庭教育             | 十日町市 |  |
|  | はぐくみのまちづくり運動推進事業<br>内 容：フォーラムの開催、意識啓発事業<br>必要性：大人が自覚を持ち、学校・家庭・地域・行政が一体となって行動する。           | 十日町市 |  |
|  | スポーツ振興事業<br>内 容：各種スポーツ大会・教室の開催<br>必要性：スポーツ意識の高揚と住民の体力や健康の維持増進を図る                          | 十日町市 |  |
|  | 吉田クロスカントリー競技場活用運営事業<br>内 容：全国レベルのクロスカントリースキー大会開催<br>必要性：国際スキー連盟公認コースの活用及びスポーツによる地域活性化を図る。 | 十日町市 |  |
|  | 人権啓発広報誌配布事業<br>内 容：人権に関する啓発を定期的に広報する。<br>必要性：人権に対する正しい知識の習得を促す                            | 十日町市 |  |
|  | 人権教育・啓発推進に関する講演会事業<br>内 容：人権教育を推進するための講演会などの開催<br>必要性：人権に対する正しい知識の習得を促す。                  | 十日町市 |  |

### ＜現状と問題点＞

- ・ 少子高齢化の進行により高齢化集落が増えており、一部の集落では日常生活や共同作業などの集落維持活動に支障を来している状況があります。その一方、「大地の芸術祭」や「越後田舎体験事業」などによる都市住民との交流を通して、新たな活力を得て主体的に地域づくりに取り組む集落も見られます。
- ・ 中山間地域の地域力を維持・増進するため、都市部の意欲ある人材を「地域おこし協力隊」として高齢化が進む集落に配置し、地域協力活動を行ってもらうとともに、退任後の定住・定着を図ってきました。退任後、地域資源を生かすNPO法人の設立や、さまざまな分野での起業・就業により十日町市全体の活性化につながっています。引き続き地域おこし協力隊の制度を積極的に活用するとともに、退任後の定住・定着を促進するための受入体制を整えることが必要です。
- ・ 「地域支援員」が配置された地域では住民への聞き取りやアンケート調査などを実施し、地域課題の把握を行ってきました。人口減少が続く危機感を地域全体で共有し、課題解決に向けた取組が求められます。また、今後、集落機能の維持が困難になった集落には、新たな支援を検討することが必要です。
- ・ 農業が生活基盤となっている多くの中山間地域では、農業に限らずあらゆる分野で担い手不足が顕著となっています。地域存続のために、担い手不足や農業の継続に対する不安を和らげ、集落機能の低下を防ぐ施策が求められています。

### ＜その対策＞

- ・ 高齢化集落の存続・機能維持や特定の課題への取組に向け、集落や受入事業者の主体的な取組を支援する「地域おこし協力隊」を積極的に活用するとともに、退任後の定住・定着の促進を図ります。
- ・ 希望する地域自治組織に対して「地域支援員」を配置し、地域特有の課題解決と地域の自立に向けた取組を支援します。
- ・ 地域ごとの将来推計人口資料（集落カルテ）を作成し、今後の集落のあり方の検討に活用します。
- ・ 集落機能の低下や農地の荒廃を防ぐため、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業に継続的に取り組みます。
- ・ 中山間地域に暮らす多くの高齢者にとって農業は“生きがい”です。地形的条件や環境に配慮した整備・保全を推進します。
- ・ 「大地の芸術祭」などの交流を契機とした関係人口の増加を図り、集落活性化事例を波及させることで、芸術祭作品の制作や民泊の受入・農家民宿などに取り組む集落を増やし、集落の存続・機能維持につなげます。

【計画】

| 区 分   | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容                                                                                                     | 事業主体 | 備考 |
|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 | 高齢化集落支援（地域おこし協力隊設置）事業<br>内 容：地域おこし協力隊、集落支援員の配置により集落の<br>生活支援から地域活性化まで幅広く対応する<br>必要性：外部人材の活用による集落の存続・機能維持 | 十日町市 |    |
|       |                       | 地域支援員事業<br>内 容：地域自治組織の活動支援を目的とした人員配置<br>必要性：地域における課題認識と課題解決                                              | 十日町市 |    |
|       |                       | 高齢化集落等対策基金積立・取崩<br>内 容：高齢者集落等対策基金の積立・取崩<br>必要性：高齢化集落等の継続的支援                                              | 十日町市 |    |

---

## 11 地域文化の振興等

---

### (1) 文化財の保存と活用

#### <現状と問題点>

- ・ 地域に存在する文化財の価値を幅広く捉え、その周辺環境も含めて総合的に保存・活用するため、平成 30 年 1 月に「十日町市歴史文化基本構想」を策定し、令和 2 年 6 月に日本遺産に認定されました。また、令和元年度には田沢・壬遺跡群が国史跡、令和 2 年度には野首遺跡出土品が新潟県指定文化財に指定されています。地域の「財（たから）」の魅力をより深く掘り下げ、地域文化の素晴らしさを国内外に向けて発信することが必要です。

#### <その対策>

- ・ 十日町市歴史文化基本構想に基づき、有形・無形の各種文化財の保存と活用を図り、広く情報発信し、「誰もが多様な文化にふれあえるまちづくり」を推進します。また、日本遺産に認定された地域の文化・伝統ストーリーを国内外に発信し、地域の特色や歴史的魅力を伝えるなど、観光や産業分野と連携しながら、文化観光を推進します。
- ・ 文化財の総合的な保存と活用を図るため、文化財保存活用地域計画の策定を検討します。また、国史跡「田沢・壬遺跡群」について保存活用計画を策定し、中・長期的な史跡整備計画を検討します。
- ・ 歴史資料・民俗資料などの資料収集、保存対策、整理分析、研究を行うとともに、その成果を広く一般に公開し、活用を図ります。また、埋蔵文化財の発掘・整理・分析・研究を行い、調査報告書を順次刊行するとともに、その成果を広く一般に公開し、活用を図ります。

### (2) 文化芸術活動の充実

#### <現状と問題点>

- ・ 平成 29 年 11 月、文化芸術活動の拠点施設として、越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」が開館しました。クラシックや和 문화芸術のほか、著名なアーティストや文化人などによるコンサート、講演会などを開催し、一流の文化芸術に触れる機会を市民へ提供しています。また、「段十ろう」は、市美術展や市民吹奏楽団のコンサートが開催されるなど、市民の文化芸術活動の発表の場としても多く利用されています。
- ・ 「段十ろう」のイベント運営を新潟県文化振興財団、自治総合センター（宝くじの活用）、十日町市文化協会連合会、エフエムとおかまちなどと協力して行っており、引き続き文化芸術活動の振興を図ることが必要です。
- ・ 「段十ろう」・「分じろう」・「十じろう」などの施設では、市民による美術作品の展示、民謡・舞踊のほか、和 문화の稽古や発表会などの活動を盛んに行っています。引き続き十日町市文化協会連合会などと連携し、市民の自主的な文化芸術活動を促進することが必要です。
- ・ 少子高齢化などの影響で、市内の文化芸術団体の多くは組織運営が年々難しくなっています。組織の維持と強化のために、後継者育成の支援などが求められています。



### ＜その対策＞

- ・ 文化芸術への意識の醸成を図るため、市美術展を継続し、「県展」などの上位展の誘致のほか、市民が美術作品を鑑賞する機会を広げます。また、市民が主体的に取り組むさまざまな文化芸術活動を支援し、市民の表現活動の場を確保します。
- ・ 小中学校での文化芸術体験を推進するため、人材バンクなどの情報提供を充実させます。
- ・ 市民による文化芸術活動を活性化するため、十日町市文化協会連合会をはじめ、各文化芸術団体の自主活動を支援します。また、文化芸術活動団体の後継者を育成するため、研修や学習の機会を提供します。

## (3) 地域文化の振興等に係る施設の整備

### ＜現状と問題点＞

- ・ 縄文文化や地域の生業である織物文化、その文化を育んだ雪と信濃川を展示テーマとする新しい十日町市博物館が令和2年6月にオープンしました。地域文化の発信基地である博物館を拠点として、市民の地域文化に対する理解や郷土意識を高めるとともに、文化観光を推進し、地域活性化に結び付けることが必要です。

### ＜その対策＞

- ・ 十日町市博物館を歴史や文化にふれる文化観光の拠点として位置付けるとともに、縄文文化や2つの日本遺産ストーリー「究極の雪国とおかまち ー真説！豪雪地ものがたりー」及び「『なんだ、コレは！』信濃川流域の火焰型土器と雪国の文化」の関連施設の整備を行い、世界に向けてその魅力を発信します。
- ・ 国宝出土地笹山遺跡を中心に、国史跡「田沢・壬遺跡群」や野首遺跡など、市内の縄文時代遺跡を相互に結び付け、縄文を体験できる観光プログラムの充実を図ります。
- ・ 博物館所蔵の文化財や、他館所蔵の国指定文化財などの優品を活用した展覧会を継続して開催し、市民への教育普及活動を積極的に行います。
- ・ 「段十ろう」を文化芸術活動の拠点として活用します。また、「分じろう」・「十じろう」などの施設と連携し、老若男女が集える空間として活用します。

### 【計画】

| 区 分           | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容                                                                    | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 地域文化振興<br>施設等 | (1) 地域文化振興施設等         | 火焰の都整備事業                                                                | 十日町市 |    |
|               |                       | 十日町駅周辺施設アクセス環境向上事業                                                      | 十日町市 |    |
|               |                       | 清津峡溪谷歩道トンネル内展示空間魅力増進事業                                                  | 十日町市 |    |
|               |                       | 清津峡溪谷便益施設増強事業                                                           | 十日町市 |    |
|               |                       | 清津峡溪谷利便性向上導入経路整備事業                                                      | 十日町市 |    |
|               |                       | 清津峡溪谷トンネルインフォメーションセンター設置                                                | 十日町市 |    |
|               |                       | 東川美術館安全対策事業                                                             | 十日町市 |    |
|               |                       | 便益施設（トイレ）快適化事業                                                          | 十日町市 |    |
|               |                       | 森の学校施設改修事業                                                              | 十日町市 |    |
|               | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 | 芸術文化振興特別公演事業<br>内 容：特別公演や市主催・共催事業を行う。<br>必要性：段十ろう等の施設を活用して、芸術・文化の振興を図る。 | 十日町市 |    |

|  |                                                                                |      |  |
|--|--------------------------------------------------------------------------------|------|--|
|  | アートのかおるまちづくり事業<br>内 容：石彫作品の管理・活用等<br>必要性：文化芸術の振興等                              | 十日町市 |  |
|  | 火焰の都ソフトプラン事業<br>内 容：笹山じょうもん市等への支援など<br>必要性：笹山遺跡の地域資源としての価値の向上                  | 十日町市 |  |
|  | 教育普及・展示事業<br>内 容：博物館各種講座、企画展等の実施<br>必要性：市民と共に知的楽しみを分かち合う                       | 十日町市 |  |
|  | 文化財保護調査事業<br>内 容：指定文化財の所有者・継承団体への補助等<br>必要性：文化財の保存、活用、継承                       | 十日町市 |  |
|  | 遺跡調査・遺物整理事業<br>内 容：各種開発に伴う事前の試掘・確認調査<br>必要性：埋蔵文化財の保護                           | 十日町市 |  |
|  | 縄文文化発信事業<br>内 容：関係省庁への要望活動、各種広告掲載等<br>必要性：国宝を始めとする縄文文化の魅力発信                    | 十日町市 |  |
|  | 芸術・文化団体育成事業<br>内 容：地域文化協会に対する補助<br>必要性：生涯学習・芸術・文化活動を行う団体を振興する。                 | 十日町市 |  |
|  | 史跡等保存活用計画策定事業<br>内 容：国史跡・田沢・壬遺跡の保存活用計画策定<br>必要性：縄文時代草創期遺跡群の活用に向けた整備            | 十日町市 |  |
|  | 埋蔵文化財等調査報告書作成事業<br>内 容：未刊行の発掘調査報告書の作成<br>必要性：埋蔵文化財資料の有効活用                      | 十日町市 |  |
|  | 縄文体験観光プログラム事業<br>内 容：縄文体験観光ツアーの開催<br>必要性：笹山遺跡の観光資源としての有効活用                     | 十日町市 |  |
|  | 特別展示会事業<br>内 容：他館から国指定品等を借用する特別展開催<br>必要性：市民に対する教育普及活動の推進                      | 十日町市 |  |
|  | 資料収集・調査研究・資料保存対策事業<br>内 容：収蔵資料の燻蒸と整理・保管作業等<br>必要性：収蔵庫と収蔵資料の適切な環境での管理           | 十日町市 |  |
|  | 十日町市博物館魅力増進事業<br>内 容：博物館展示室映像装置のコンテンツ追加<br>必要性：博物館リピーターの増加促進                   | 十日町市 |  |
|  | 十日町市博物館所蔵文化財に関連する伝統技術継承人材育成事業<br>内 容：アンギンやチンコロ等の講習会開催<br>必要性：伝統技術を継承する人材の育成    | 十日町市 |  |
|  | 博物館等収蔵資料デジタルアーカイブ化事業<br>内 容：館所蔵資料のデジタルアーカイブ化と公開<br>必要性：博物館展示及び情報公開の充実          | 十日町市 |  |
|  | 森の学校キョロロ魅力増進事業<br>内 容：自然体験フィールドの環境整備<br>必要性：体験型イベントの充実による来館促進                  | 十日町市 |  |
|  | 越後妻有里山現代美術館キナーレ魅力増進事業<br>内 容：通年誘客に向けた多様な文化プログラム事業<br>必要性：文化観光を通じた通年誘客促進のため     | 十日町市 |  |
|  | 文化観光拠点施設連携企画展等開催事業<br>内 容：博物館・情報館・キョロロが連携した展示及び催しの開催<br>必要性：3館の魅力増進と観光客の周遊性の向上 | 十日町市 |  |
|  | 無形文化資源データ（映像等）化事業＜里山の四季VR＞<br>内 容：疑似体験型の四季映像の制作<br>必要性：魅力的展示の充実による来館促進         | 十日町市 |  |
|  | 十日町市博物館所蔵文化遺産体験事業＜雪＞<br>内 容：ホンヤラドウや土器風焼き物体験の開催<br>必要性：博物館の誘客促進と観光客の回遊性の向上      | 十日町市 |  |
|  | 里山の自然探求型「子どもの学び旅」事業<br>内 容：体験型環境教育を中心にした旅行企画開発<br>必要性：里山の自然・文化を活用した誘客促進        | 十日町市 |  |
|  | 文化財・地域資源等を活用した商品開発事業<br>内 容：ワークショップ開催と新商品開発                                    | 十日町市 |  |

|  |  |                                                                         |      |  |
|--|--|-------------------------------------------------------------------------|------|--|
|  |  | 必要性：新たな地域資源の掘り起こし                                                       |      |  |
|  |  | 周遊バスツアー造成事業<br>内 容：湯沢・市内発着バスツアー<br>必要性：誘客促進・回遊性向上のため                    | 十日町市 |  |
|  |  | 豪雪・里山のユニークベニューによる食文化発信事業<br>内 容：地域資源を発信する食のイベント<br>必要性：地域資源の魅力や価値の発信のため | 十日町市 |  |
|  |  | 文化観光プロモーション事業<br>内 容：誘客のためのプロモーション<br>必要性：文化観光を通じた誘客促進のため               | 十日町市 |  |
|  |  | 電子パスポート等システム活用事業<br>内 容：芸術祭作品デジタルオペレーションの構築<br>必要性：今後進むデジタル化等への対応のため    | 十日町市 |  |
|  |  | 夜間の新たな市場創出事業<br>内 容：宿泊地と中心市街地を結ぶツアー造成<br>必要性：観光による中心市街地の活性化のため          | 十日町市 |  |

## 12 再生可能エネルギーの創出及び利用推進

### <現状と問題点>

- 地球温暖化対策は世界的な課題であり、市民一人ひとりが解決に向けて取り組む必要があります。十日町市は、「十日町市地球温暖化対策実行計画」で、2025年の二酸化炭素排出量を2013年度比で43%以上の削減を目指しています。さらに2050年には、「ゼロカーボンシティ」の実現を目指しており、そのためには、再生可能エネルギーの最大限の創出、省エネルギー、森林整備による温暖化対策など、幅広い分野での取組が必要です。
- バイオマス産業都市構想を推進するため、公共施設への森林資源を利用した設備の導入や使用済み紙おむつ燃料化実証事業など、バイオマス資源の利用に取り組んでいます。また、松之山温泉地熱バイナリー発電事業の民間事業者との事業化など、自然エネルギー利用への施策を進めています。市内電力消費量の30%相当を再生可能エネルギーで創出する目標の達成には、民間事業者の発電事業などへの参入のほか、行政・市民・民間が一体となって再生可能エネルギー利用を推進することが必要です。

### <その対策>

- 太陽光・水力・地中熱などの自然エネルギーや、森林資源・生ごみなどのバイオマス資源を活用した発電および熱利用を推進し、脱炭素社会の形成を目指します。
- 化石燃料由来のエネルギーから再生可能エネルギーへの利用転換を推進するため、市民や事業者の環境意識向上を目的とした情報発信や環境啓発活動を行います。
- 森林整備による二酸化炭素の吸収や次世代自動車の導入促進などにより、2050年の「ゼロカーボンシティ」実現を目指し、「地球温暖化対策推進」の取組を進めます。
- 消化ガスや下水熱などの再生可能エネルギー利用の実現に向け、引き続き調査に取り組みます。

### 【計画】

| 区 分           | 事業名<br>(施設名)      | 事業内容                                                             | 事業主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|------------------------------------------------------------------|------|----|
| 再生可能エネルギー関連施設 | (1) 再生可能エネルギー関連施設 | 次世代自動車急速充電器設備整備事業                                                | 十日町市 |    |
|               |                   | 水力発電推進事業（宮中水力発電）                                                 | 十日町市 |    |
|               |                   | 水力発電推進事業（清田山地区水力発電所）                                             | 十日町市 |    |
|               |                   | 再生可能エネルギー活用推進事業                                                  | 十日町市 |    |
|               |                   | 生ごみ発電施設建設事業                                                      | 十日町市 |    |
|               |                   | 水素燃料化推進事業                                                        | 十日町市 |    |
|               | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 再生可能エネルギー活用促進補助事業<br>内 容：再生可能エネルギー設備の導入・設置補助<br>必要性：再生可能エネルギーの創出 | 十日町市 |    |

---

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

---

### (1) 協働のまちづくりの推進

#### ＜現状と問題点＞

- ・ 平成 24 年度に設立された 13 の地域自治組織は、「まちづくり基本条例」において公共を支えるパートナーとして明確に位置付けられ、地域の特長を生かし、公共課題の解決に取り組んでいます。また、地域自治推進事業交付金を地域自治組織単位に交付し、地域自治組織が取り組む集落機能維持のための活動や、防災、環境保全活動など、地域づくりの支援を行っています。高齢者の生活支援サービスを地域で運営する組織もあり、取組内容はそれぞれ異なりますが、今後も地域自治を充実発展させていくことが必要です。
- ・ 「まちづくり基本条例」の制定で、NPO 法人・市民活動団体・地域自治組織など、公共を支える協働の担い手による、まちづくりを推進する基盤が整いました。協働のまちづくりを推進するため、これら団体の活動をより広く市民に周知し、さらに市民が主体となるまちづくりを推進するための機運醸成が必要です。

#### ＜その対策＞

- ・ 公共を支えるパートナーである地域自治組織に対して、引き続き地域自治推進事業交付金を交付します。交付金の使用用途を地域自治組織に一任し、自立に向けた取組を推進するほか、とおかまち応援寄附金を活用して自主財源の確保を支援します。
- ・ 地域自治活動への人的支援として地域支援員を配置し、それぞれの地域の実情に合わせた個別の地域課題解決につなげます。
- ・ 地域自治組織の活動拠点となる施設について、必要な整備・改修を進めます。
- ・ 地域コミュニティの活性化を図るため、住民主体の学びの場づくりの検討を進めるとともに、環境美化・資源のリサイクル・自主防災・地域福祉・地域文化の保全や継承など、地域活動を支援します。
- ・ さまざまな協働の担い手の特長を生かし、市民協働のコーディネート役を担う中間支援組織の活動を支援し、協働のまちづくりのさらなる推進を図ります。また、NPO 法人や市民活動団体および市民に活動の場を提供し、多種多様な市民活動団体の連携や協働を推進します。

### (2) 男女の出会い・交流機会の充実

#### ＜現状と問題点＞

- ・ 令和元年度に実施した市民対象のアンケートでは、未婚の人のうち 41.5%が「交際している人はいないが、いずれは結婚したい」と回答しています。また、結婚の予定がない未婚の人のうち 47.8%が「適当な相手に巡り合えないので独身でいる」と回答しています。結婚を希望している男女に対し、出会いの機会を提供することが必要です。
- ・ 令和元年度に内閣府がとりまとめた調査では、結婚のための住居の確保や結婚資金が結婚の障がいとなっていると考える若者が多いため、結婚後の新生活を始めやすい環境づくりが求められます。

### ＜その対策＞

- ・ 民間企業や団体などとの協働により、魅力あるイベントなどを実施し、結婚を希望する男女に出会いの機会を提供します。
- ・ ハピ婚サポートセンターが実施するマッチングや相談対応を通して、結婚を希望する男女を支援します。
- ・ 新生活を始める新婚世帯への支援を行うことで、新たな生活をスタートしやすい環境づくりを推進します。
- ・ 結婚後も市内での生活を選ぶ女性を増やすため、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

## (3) 男女共同参画の推進

### ＜現状と問題点＞

- ・ 元気で活力ある社会を築いていくためには、性別に関わりなく、子ども、高齢者、障がい者の誰もが多様な生き方を可能とし、その個性を輝かせ、持てる能力を十分に発揮することができ、社会を実現していくことが必要です。
- ・ 市内女性の就業率は国や新潟県と比較して高い状況にあります。また、結婚・出産期は就業率が一旦低下しますが、十日町市ではその低下率が低く、女性が地域社会のなかで活躍しています。引き続き女性が働きやすい環境づくりを進めることが必要です。

### ＜その対策＞

- ・ 多様なライフスタイルや子育て環境などに対応するため、性別を問わず社会で活躍していけるようワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。また、職場における男女平等を進め、男女とも育児休業や介護休業を取得し、また職場復帰がしやすい環境を整えるための意識啓発を進めます。
- ・ 女性や子育て世代が働きやすい職場・オフィス環境の整備を促進するとともに、これらの人材を雇用する活動を支援します。

### 【計画】

| 区 分                 | 事業名<br>(施設名)            | 事業内容                                                             | 事業主体 | 備考 |
|---------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------|------|----|
| その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | (1) その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | 地域自治推進事業交付金<br>内 容：地域自治組織に対する自治活動経費の交付<br>必要性：地域自治の確立            | 十日町市 |    |
|                     |                         | 協働のまちづくり事業<br>内 容：結婚相談員研修、出会いサポート事業など<br>必要性：多様化する地域課題・市民ニーズへの対応 | 十日町市 |    |
|                     |                         | とおかまち市民活動助成金事業<br>内 容：市民活動を盛り上げる新たな取組への支援<br>必要性：市民活動のさらなる活性化    | 十日町市 |    |
|                     |                         | 結婚促進事業<br>内 容：結婚相談員研修、出会いサポート事業など<br>必要性：結婚促進による人口減少対策           | 十日町市 |    |
|                     |                         | 男女共同参画推進事業<br>内 容：推進委員会開催、啓発事業など<br>必要性：性別に関係なく活躍できる社会の実現        | 十日町市 |    |